

標準仕様書（帳票）叩き台 帳票出力項目定義

税目	05_収納管理
帳票	33
帳票	口座振替済通知書

・方針案について  
 必須：システム出力が必須  
 プレプリント可：印字は必須だが、システム出力でなくとも可  
 オプション：印字は任意  
 不要/対象外：帳票への印字の必要がない/システム印字項目ではない

#	表示項目			備考	事務局見解	方針案	事前集計					方針案	第3回WT論点
	大分類	中分類	小分類				①：必須 (システム 印字)	②：必須 (プレプリ ント)	③：不要 (他項目で 代替)	④：不要 (必要性な し)	⑤：不要 (印字すべ きではない 項目)		
1	文書タイトル					必須	1	0	0	1	0	プレプリント可	・本帳票は現行、使用していないため不要(F市)  ・帳票NO33では？プレプリント可が適当(H市) 【事務局】帳票No.を33に修正。 【提案】本帳票は圧着ハガキでの作成を想定しており、プレプリント可とした方が運用の幅が広がると考え、プレプリント可とする。
2	宛先					必須	0	0	0	0	0	必須	・宛先に郵便番号や方書は含まれるものと思いますが、DB上別のデータをなっているため宛先の内容をきちんと表記した方がよいです。(他の日帳票についても同様)(H市) 【回答】共通要件1.5.7.に、宛先の詳細を記載。共通要件上#3についても共通要件上に含まれているため、削除を想定。 【事務局】WT後、宛先として記載される情報を、中分類以下に追記する。(郵便番号、住所、氏名)
3	カスタマーバーコード					必須	0	0	0	0	0	必須	【事務局】#2のとおり、宛先に含まれるため削除 ・バーコードがあることにより郵便料金の割引にもなるので、必要だと考える。(E市) 【事務局】印字を避ける特段の事情がないため、カスタマーバーコードについては必須とする。
4	通知日			2箇所ある日付のうち、処分庁名の上に記載されていたものを、「通知日」と判断した		必須	0	0	0	0	0		
5	処分庁名(通知者名)					必須	0	0	0	1	0	必須	・口座振替収納済通知書は、ただの「お知らせ」であり「処分性のもの」ではないので、連絡先があればよい(K市) 【回答】印字が不適当であるとまでは言えず、全事業者共通の印字項目であるため、原則実装必須項目とする。
6	文書本文					必須	0	0	0	0	0	プレプリント可	・プレプリント可が適当(H市) 【提案】本帳票は圧着ハガキでの作成を想定しており、プレプリント可とした方が運用の幅が広がると考え、プレプリント可とする。
6	No			口座振替された期別ごとの項番	必須とは言えないため、オプションと想定します。	オプション	0	0	0	4	0	オプション	・オプションで問題ありません。(A市) ・当市では運用していないため意見なし(B市) 【提案】オプションとする。
8	振替日					必須	0	0	0	0	0		
9	科目					必須	0	0	0	0	0	必須	・「科目」⇒「税目」に修正(K市) 【事務局】表記ゆれについて、「科目」⇒「税目」に修正する。
10	通知書番号				必要性は高いと思われるが、具備するベンダが1社のみであるため、オプションと想定します。	オプション	5	0	0	1	0	必須	・当市では運用していないため意見なし(B市)  ・必須と考えます。(A市) ・固定資産税で同一人が複数の通知書番号のもの(単有・共有)を振替している場合など、同一振替日同一税目で複数振替が発生することがあり、それを区別するために必要なため。(I市) ・機能要件上、口座設定を「通知書番号ごと」に定義するのであれば、通知書番号は必須でお願いします。 税目によっては行政区+通知書番号で特定するので、行政区の印字も必要です。(K市) 【提案】必須意見が多いため、必須項目として定義する。 【提案】新規の項目として、行政区を指定都市オプションとして追加する。
11	年度					必須	0	0	0	0	0		

12	年度分				必須	0	0	0	1	0	必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課税側で「相当年度」は現年とみなすのか？過年度随時分と定義するのであれば、口座設定は未末期以外（過去分）も登録できるのか。過去分の登録が除外項目なら不要です。（K市）</li> <li>【回答】随時振替は可能と想定しています。</li> <li>・機能要件上「暦年で出力」する場合は、定時分も随時分も（複数年度にまたがる場合でも）まとめて印字されるという理解でよいか。（K市）</li> <li>【回答】まとめて印字される必要があるため、複数年度出力される想定。</li> </ul>
13	期別（月）				必須	0	0	0	0	0		
14	振替金額				必須	0	0	0	0	0		
15	備考			全社具備しておらず、本帳票に必要な性が高いと言 い切れないので、オプションといたします。	オプション	0	0	0	4	0	オプション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オプションで問題ありません。（A市）</li> <li>・当市では運用していないため意見なし(B市)</li> <li>【提案】オプションとする。</li> </ul>
16	金融機関名			口座情報は必要性が高いと思われるが、記載しな いベンダもあることからオプションと想定します。	オプション	6	0	0	0	0	必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当市では運用していないため意見なし(B市)</li> <li>・必須と考えます。（A市）</li> <li>・印字があることにより問い合わせが減少すると想定できるため。（C市）</li> <li>・税目によって口座が異なる（名義含め）方もいるので、表記は必要。（I市）</li> <li>・口座を特定できないと、かえて問い合わせを増やしてしまう(J市)</li> <li>・金融機関名と支店名があれば、口座名義人・口座番号は不要だと思います。（K市）</li> <li>【提案】必須意見が多いため、必須項目として定義する。</li> <li>【提案】支店名についても必須として追加する。</li> </ul>
17	口座名義人			同上	オプション	5	0	0	1	0	必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必須と考えます。（A市）</li> <li>・当市では運用していないため意見なし(B市)</li> <li>・印字があることにより問い合わせが減少すると想定できるため。（C市）</li> <li>・税目によって口座が異なる（名義含め）方もいるので、表記は必要。（I市）</li> <li>・口座を特定できないと、かえて問い合わせを増やしてしまう(J市)</li> <li>【確認】# 1 6にて、金融機関名、支店名があれば、口座名義人・口座番号は不要という意見について、構成 員の意見を伺いたい。事務局としては、口座特定のためには# 1 8口座種別、# 1 9口座番号は必須と考 えるが、# 1 7口座名義人は不要（分かりやすさの観点では必要性は高いとも思えるが）と考 える。</li> <li>・税目によって納税義務者と口座名義人が異なる場合があるので、口座名義人、口座番号の表記は必要。 （E市）</li> <li>・口座番号はアスタリスク（一部が全部かは自治体によるとは思いますが）にしてしまうのでなくても最悪構いま せませんが、# 16であげた意見のとおり、口座名義人については必須と考えます。金融機関名と支店名だけの印字の 場合、同一金融機関・同一支店の別口座が判別できず、特定できません。（I市）</li> <li>・要：金融機関名・支店名・口座番号の一部（一部は* *表示で保護）</li> <li>不要：口座種別・口座名義人（K市）</li> <li>【提案】# 1 8口座種別、# 1 9口座番号は必須とする。納税義務者と口座名義人が異なる場合がある ので、口座名義人を必須とする。</li> <li>【提案】仕様書備考に、「口座番号については、*埋めで秘匿できること」と記載し対応する</li> </ul>
18	口座種別			同上	オプション	4	0	0	1	0	必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必須と考えます。（A市）</li> <li>・当市では運用していないため意見なし(B市)</li> <li>・印字があることにより問い合わせが減少すると想定できるため。（C市）</li> <li>・口座を特定できないと、かえて問い合わせを増やしてしまう(J市)</li> <li>【事務局】考え方は# 17に記載</li> <li>・口座種別は不要（K市）</li> </ul>
19	口座番号			同上	オプション	4	0	0	1	0	必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必須と考えます。（A市）</li> <li>・当市では運用していないため意見なし(B市)</li> <li>・印字があることにより問い合わせが減少すると想定できるため。（C市）</li> <li>・口座を特定できないと、かえて問い合わせを増やしてしまう(J市)</li> <li>【事務局】考え方は# 17に記載</li> <li>・口座番号を全桁掲載するのではなく、上3桁のみ・残りは* *表示（または下3桁み）として、欄外に「個 人情報を保護するため、口座番号の一部を非表示としています。」とプレ印刷すればよい。（K市）</li> </ul>
20	納付額合計			# 1 4振替金額で充足するため、不要と想定しま す。	不要	1	0	2	3	0	不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不要で問題ありません。（A市）</li> <li>・当市では運用していないため意見なし(B市)</li> <li>・# 1 4で代替可能であるため。（C市）</li> <li>・# 14で充足(J市)</li> <li>【提案】# 1 4振込金額で充足するため、不要とする。</li> <li>・国保税で全く使わない（税と国保税の収納システムを完全に切り分ける）というのであれば問題ありませんが、国 保税の場合はこの通知をもとに所得控除をされる方もいるので、合計額がないのは不親切だと考えます。（I市）</li> <li>【回答】国保については標準化の対象外であり、本項目を設けることは問題ない。</li> <li>・この回答であれば「納付額合計」をオプションとするということか（K市）</li> <li>【回答】→【提案】に記載のとおり、# 1 4で充足するため不要を想定</li> </ul>

21	ただし書き	※この通知書は領収書にかわるものとなりますので、大切に保管してください。				必須	0	0	0	1	0	必須	・済通は「領収書代わり」という定義ではないと思います(K市) 【回答】ただし書きの記載内容はフリーテキストで自由に記載内容を変更いただく想定。 ・表現統一する項目と、自治体ごとに自由記載できる項目を示してほしい (K市) 【事務局】自治体ごとに自由記載できる項目については、項目名称なども含めて具備を検討する
22	連絡先	自治体名				必須	0	0	0	0	0	pending	・プレプリント可が適当(H市) 【提案】本帳票は圧着ハガキでの作成を想定しており、プレプリント可とした方が運用の幅が広がると考え、プレプリント可とする。
		住所		必須とは言えないため、オプションと想定します。		オプション	1	0	0	1	0	pending	・発送元の住所を印字（プレプリントでも）しないと、宛先不明で郵便局から返戻される場合に、正しく返戻されてこないおそれがある。(K市) 【提案】本帳票は圧着ハガキでの作成を想定しており、プレプリント可とした方が運用の幅が広がると考え、プレプリント可とする。
24		電話				必須	0	0	0	0	0	pending	
25		内線				必須	0	0	0	0	0	pending	・直通の場合もあるためオプションが適当(H市) 【提案】代表番号へのTELを必須とする自治体がある場合、本項目は不適当と考えられるため、オプションへ変更する。
26	公印					必須	0	0	0	1	0	プレプリント可	・印影はプレプリント可が適当(H市) 【提案】本帳票は圧着ハガキでの作成を想定しており、プレプリント可とした方が運用の幅が広がると考え、プレプリント可とする。  ・ただのお知らせに公印は必要ですか？(K市) 【確認】全構成員に確認。原則公印は必須とする想定だが、本帳票のようなお知らせの帳票にも公印は必須と考えてよいか。(本帳票は3ベンダ全て公印があるため必須としたが、K市以外にも不要である理由があれば回答いただきたい。) ・振替金額を記載した通知になるので、公印は必要と考える。(E市) ・公印は必須です。(I市) ・ただの「お知らせ」として運用するのであれば、当市においても公印は必要としていません。※当市では口座振替通知を送っていないため、類似の申告用お知らせはがき（保険税・料）を確認のうえ、回答。(K市) 【提案】口座振替通知書に公印は必要という意見があるため、現行のとおりプレプリント可とする。
27	案内	ここからゆっくりはがしてください。		・備考欄と同義と想定しており、オプションといたします。		オプション	0	1	0	1	0	確認中	・オプションで問題ありません。(A市) ・当市では運用していないため意見なし(B市) ・圧着はがきの品質は天候・保管状況に左右されますので、この注意書きは必要です。(K市) 【提案】圧着ハガキの品質を考え、本項目は必須とする。 【確認】プレプリントや、案内が印刷されたハガキでの対応はできないか (K市)

標準仕様書（帳票）叩き台 帳票出力項目定義

税目	05_収納管理
帳票	34
帳票	口座振替済通知書※軽自動車用

・方針案について  
 必須：システム出力が必須  
 プレプリント可：印字は必須だが、システム出力でなくとも可  
 オプション：印字は任意  
 不要/対象外：帳票への印字の必要がない/システム印字項目ではない

#	表示項目			備考	事務局見解	方針案	事前集計					方針案	第3回WT論点
	大分類	中分類	小分類				①：必須 (システム 印字)	②：必須 (プレプリン ト)	③：不要 (他項目で 代替)	④：不要 (必要性な し)	⑤：不要 (印字すべ きではない 項目)		
1	宛先					必須	1	0	0	0	0		・帳票NO34では？プレプリント可が適当(H市)
2	カスタマバーコード					必須	1	0	0	0	0		・基本的に通常の口座振替済通知書と同内容とし15の備考欄にナンバーを記載することで対応可能と考えらる。個別に様式を決めなくともよいのではない。(H市) 【確認】他の構成員に確認。帳票の統一性を鑑み、上記の対応で不足があるか。 ⇒この帳票は継続検査用納税証明書を兼ねないのか。継続検査用は新たに定義したNo.124に統一するの か。それによって、記載項目が変わる。 継続検査用納税証明書は、総務省と国交省が協議し定めた標準様式がある。少なくとも、それに見合う項目の 表示が必要なのではないか。 (納税義務者名・住所・車両番号・納税済年月日・証明書の有効期限・証明日・発行者・公印) No.33では 不足が多く、また反対に不要な情報(口座情報等)を提示することになる。(K市) 【提案】不足がなければ、本シートの項目をNo.33と同内容とし、備考欄に上記対応を記載することで対応す る。 ・No.33は期別振替の明細、No.34は継続検査に必要な軽自動車税(種別割)の納税証明書であり、用途 や印字項目が全く異なり同内容とすることはできないと考えます。(I市) ・発送枚数が多い通知書であり、バーコードがあることによって郵便料金の割引にもなるので、必要だと考える。 (E市) ・No.33と同一とするより、継続検査用納税証明書という意味でNo.124と統合した方がよい。(K市) 【事務局】No124で対応済み
3	口座振替納付済通知書(軽自動車税)_文書タイトル			X社のタイトル「(口座振替納付済通知書(軽自動車税))」	Z社は口座振替納付済通知書部分がないため、必須項目とは言えないと思われ、オプションと想定します。	オプション	2	1	0	3	0		・オプションで問題ありません。(A市) ・任意出力で問題ない(B市) ・受領した人は何が届いたのか分からないため。(C市) ・口座振替納付済通知書の使用なし(J市) ・軽自の口座振替結果にもなう通知は、口座振替済通知としてではなく『軽自動車納税証明書(継続検査用)』として圧着ハガキで通知をしている。(F市) ・済通部分(#3~17)と納税証明部分(#18~26)を分けるなら、タイトル以下も別々に印字した方がよい。 (車検には口座情報は不要で、不要な個人情報を提供することになる)(K市) 【確認】以下の項目でも、口座振替済通知書部分について必須意見が少ないこと、K市から「口座振替について もNo124にて納税証明書を出力すれば充足する」(WT比較表No124)との意見から、以下の対応とする ・口座振替による納税証明書は、No124「継続検査用納税証明書」に統合 ・本帳票を削除 ※機能側の記載は、以下を想定 ・「軽自動車で車検があり、口座振替で引き落としてきたものに、口座振替済み通知と一体型の継続検査用納 税証明書を一括または個別で出力できること。」を削除 ・継続検査用納税証明書発行対象に口座振替を追記 ・「軽自動車で車検があるものについて」の一文は残す
4	口座振替納付済通知書(軽自動車税)_文書本文				同上	オプション	2	1	0	3	0	必須	・オプションで問題ありません。(A市) ・任意出力で問題ない(B市) ・受領した人は何が届いたのか分からないため。(C市) ・口座振替納付済通知書の使用なし(J市) ・同上(K市)
5	口座振替納付済通知書(軽自動車税)_納税義務者氏名				同上	オプション	5	0	0	2	0	必須	・必須と考えます。(A市) ・任意出力で問題ない(B市) ・口座振替納付済通知書の使用なし(J市) ・同上(K市)
6	口座振替納付済通知書(軽自動車税)_金融機関名				同上	オプション	2	0	0	3	2		・必須と考えます。(A市) ・不要(B市) ・口座振替納付済通知書の使用なし(J市) ・同上 金融機関名と支店名があれば、残りの口座情報は不要(K市)

7	口座振替納付済通知書（軽自動車税）_口座名義人				同上	オプション	1	0	0	4	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必須と考えます。(A市)</li> <li>・本帳票が継続審査用のみとしたら、口座情報、納税額などの個人情報印字すべきでない(以下同様)(B市)</li> <li>・口座振替納付済通知書の使用なし(J市)</li> <li>・同上</li> <li>・口座名義人と支店名があれば、残りの口座情報は不要(K市)</li> </ul>
8	口座振替納付済通知書（軽自動車税）_口座種別				同上	オプション	1	0	0	4	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必須と考えます。(A市)</li> <li>・同上(B市)</li> <li>・口座振替納付済通知書の使用なし(J市)</li> <li>・同上</li> <li>・口座名義人と支店名があれば、残りの口座情報は不要(K市)</li> </ul>
9	口座振替納付済通知書（軽自動車税）_口座番号				同上	オプション	1	0	0	4	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必須と考えます。(A市)</li> <li>・同上(B市)</li> <li>・口座振替納付済通知書の使用なし(J市)</li> <li>・同上</li> <li>・口座名義人と支店名があれば、残りの口座情報は不要(K市)</li> </ul>
10	口座振替納付済通知書（軽自動車税）_賦課年度				同上	オプション	3	0	0	4	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必須と考えます。(A市)</li> <li>・同上(B市)</li> <li>・口座振替納付済通知書の使用なし(J市)</li> <li>・「賦課年度」と「課税年度」の違いは？(K市)</li> </ul>
11	口座振替納付済通知書（軽自動車税）_課税年度				同上	オプション	2	0	0	5	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必須と考えます。(A市)</li> <li>・当市では運用していないため意見なし(B市)</li> <li>・口座振替納付済通知書の使用なし(J市)</li> <li>・課税側で「相当年度(上記の賦課年度と課税年度のどちらか)」は現年とみなすのか？過年度随時分と定義するのであれば、口座設定は未来期以外(過去分)も登録できるのか。過去分の登録が除外項目なら不要です。(K市)</li> </ul>
12	口座振替納付済通知書（軽自動車税）_通知書番号				同上	オプション	3	0	0	3	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必須と考えます。(A市)</li> <li>・C(B市)</li> <li>・口座振替納付済通知書の使用なし(J市)</li> <li>・機能要件上、口座設定を「通知書番号ごと」に定義するのであれば、通知書番号は必須でお願いします。当市は行政区コード+通知書番号で車両を特定するので、行政区コードも必須です。(K市)</li> </ul>
13	口座振替納付済通知書（軽自動車税）_車両番号				同上	オプション	3	0	0	3	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オプションで問題ありません。(A市)</li> <li>・車両を特定するため。(C市)</li> <li>・口座振替納付済通知書の使用なし(J市)</li> <li>・済通部分には「車両番号」の記載は不要ですが、納税者にとっては同時に記載した方が分かりやすいかもしれません。(K市)</li> </ul>
14	口座振替納付済通知書（軽自動車税）_振替年月日				同上	オプション	5	0	0	2	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必須と考えます。(A市)</li> <li>・不要(B市)</li> <li>・口座振替納付済通知書の使用なし(J市)</li> </ul>
15	口座振替納付済通知書（軽自動車税）_納付額				同上	オプション	2	0	0	4	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必須と考えます。(A市)</li> <li>・不要(B市)</li> <li>・口座振替納付済通知書の使用なし(J市)</li> </ul>
16	口座振替納付済通知書（軽自動車税）_※書き			X社は「※この通知書は領収書にかわるものとなりますので、大切に保管してください。」と記載	同上	オプション	1	0	0	4	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オプションで問題ありません。(A市)</li> <li>・不要(B市)</li> <li>・口座振替納付済通知書の使用なし(J市)</li> <li>・済通は「領収書代わり」という定義ではないと思います(K市)</li> </ul>
17	口座振替納付済通知書（軽自動車税）_ただし書き	継続検査の申請をされる方へ		X社は、「～継続検査の申請をされる方へ～下の証明書は、軽自動車（軽三輪、軽四輪、二輪の小型自動車）の継続検査を受ける際に必要です。継続検査を代行業者に委任する場合は、この証明書を代行業者へお渡しください。」と記載	同上	オプション	2	2	0	2	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オプションで問題ありません。(A市)</li> <li>・任意出力で問題ない(B市)</li> <li>・口座振替納付済通知書の使用なし(J市)</li> <li>・この記載があった方が、納税者には分かりやすいと思います。(K市)</li> </ul>

18	口座振替納付済通知書（軽自動車税）_通知日		Z社では項目の大分類名が"口座振替納付済通知書（軽自動車税）"でなく、"軽自動車税納税証明書（継続検査用）"となっている		必須	0	0	0	1	0		・#18・19も車検用納税証明書に係る部分ならタイトルも「軽自動車税納税証明書（継続検査用）」にした方が良い(K市)
19	口座振替納付済通知書（軽自動車税）_処分庁名（通知者名）		Z社では項目の大分類名が"口座振替納付済通知書（軽自動車税）"でなく、"軽自動車税納税証明書（継続検査用）"となっている		必須	0	0	0	1	0		・同上(K市)
20	軽自動車税納税証明書（継続検査用）_文書タイトル		X社のタイトル「軽自動車税納税証明書（継続検査用）」		必須	0	1	0	0	0		
21	軽自動車税納税証明書（継続検査用）_納税義務者氏名				必須	1	0	0	0	0		
22	軽自動車税納税証明書（継続検査用）_車両番号		Z社では項目名が"標識番号"となっている		必須	1	0	0	0	0		
23	軽自動車税納税証明書（継続検査用）_証明書有効期限				必須	1	0	0	0	0		
24	軽自動車税納税証明書（継続検査用）_領収年月日		Z社では項目名が"納付年月日"となっている		必須	1	0	0	0	0		
25	軽自動車税納税証明書（継続検査用）_文書本文				必須	0	1	0	0	0		
26	口座振替納付済通知書（軽自動車税）_公印		Z社では項目の大分類名が"口座振替納付済通知書（軽自動車税）"でなく、"軽自動車税納税証明書（継続検査用）"となっている	・備考欄と同義と想定しており、オプションといたします。	オプション	4	2	0	1	0		・オプションで問題ありません。(A市) ・任意出力で問題ない(B市) ・証明書として利用するため。(C市) ・証明書として通知するので必須(F市) ・公印が備考欄と同義とは？必須です。(I市) ・口座振替納付済通知書の使用なし(J市) ・納税証明書として使用するのであれば、公印は必要です。 過去に未納税があり、納税証明書部分を印字しない納税者には、公印印字も不要です。(K市)
27	軽自動車税納税証明書（継続検査用）_備考			・全社具備しておらず、本帳票に必要性が高いと言いきれないので、オプションといたします。	オプション	1	1	0	5	0		・不要で問題ありません。(A市) ・任意出力で問題ない(B市) ・継続検査用である旨の説明は必要(J市) ・「備考欄」が「ただし書き」のどちらかがあればよい(K市)

28	連絡先	住所			・全社具備しておらず、本帳票に必要性が高いと言 い切れないので、オプションといたします。	オプション	1	4	0	2	0		・不要で問題ありません。(A市) ・任意出力で問題ない(B市) ・圧着ハガキでの通知の場合必須(F市) ・納税義務者の利便性(J市) ・発送元の住所を印字（プレプリントでも）しないと、宛先不明で郵便局から返戻される場合に、正しく返戻されて こないおそれがある。(K市)
29		自治体名				必須	0	1	0	0	0		
30		所属				必須	0	1	0	0	0		
31		電話番号				必須	0	1	0	0	0		
32		内線番号				必須	0	1	0	0	0		
33	軽自動車税納税証明書（継続検査 する方に	軽自動車の車両検査の申請をされ る方に			X社：車両番号に****があると証明書として 使用できません。車検がありませんので本証明書は 必要ありません。 Z社：1. この証明書は車両検査において自動 車検査証の返付を受ける際に提示してくださ い。・・・等	必須	0	0	0	1	0		・継続検査用の納税証明として、車検が必要な車両だけが出力されるよう制御してほしい(F市) 【回答】

標準仕様書（帳票）叩き台 帳票出力項目定義

税目	05_収納管理
帳票	35
帳票	口座不能通知

・方針案について  
 必須：システム出力が必須  
 プレプリント可：印字は必須だが、システム出力でなくとも可  
 オプション：印字は任意  
 不要/対象外：帳票への印字の必要がない/システム印字項目ではない

#	表示項目			備考	事務局見解	方針案	事前集計					方針案	第3回WT論点
	大分類	中分類	小分類				①：必須 (システム 印字)	②：必須 (プレプリン ト)	③：不要 (他項目で 代替)	④：不要 (必要性な し)	⑤：不要 (印字すべ きではない 項目)		
1	宛先						0	0	0	0	0	必須	・カスタマーバーコードもオプションで選択できるとよい（E市） 【提案】カスタマーバーコードを必須として新規項目作成する 【事務局】No33# 2と同様に対応する  ・当市では、現行、納管人や相続人が宛先となっている場合に、本人名が併記され、誰の分なのかが分かるようになっていきます。もし、本人名が併記されない仕様であれば、通知書内に、通知書番号だけでなく本人氏名の記載が必要かと思われます。（F市） 【回答】# 7を参照  【事務局】帳票タイトルについても必要と思われるため、追加する
2	通知書本文 1			サンプル文例：下記の金額を指定期限までに納めてください。			0	0	0	0	0	必須	指定期限は設けない方がよい。 （納税額が高額の場合、納期限後 1 日経過しただけでも延滞金が付く恐れがある。延滞金は本来の納期限の翌日が起算日となるので、指定期限を設けると無用のトラブルになりかねない。）（比較表にも記載しました）  「指定期限までに納めてください」⇒「すでに納期限が過ぎていきますので、速やかにお納めください」（K市） 【確認】指定期限は、再振替のお知らせとして使用する際に必要となるかどうか（B市）
3	通知日						0	0	0	0	0	必須	
4	処分庁名（通知者名）						0	0	0	0	0	必須	・プレプリント可（K市） 【提案】本帳票は圧着ハガキであり、プレプリント可で問題ないように思えるため、プレプリント可とする。
5	公印						0	0	0	0	0	必須	・ただのお知らせなので不要またはオプションで良い。（K市） 【提案】No33# 26にも同様に意見があるが、他に不要の意見がないことから、必須とする。
6	通知書本文 2	該当期別の引き落とし日（=納期限）		サンプル文例：令和元年 7月 1日住民税（普徴）について、口座なしにより、口座から引落しできませんでした。納付書を送付しますのでお納めくださいますようお願いいたします。 なお、次回の引落は* * *となっております ----- # 6, 7, 8, 9の該当期別の引き落とし日、税目、不納理由、次回引き落とし日は、データ項目として定義されている。 文章中にデータ項目を持っているように見受けられるが、項目が表示されれば文章についてはベンダの実装に委ねることとする想定のため、項目ごとに記載している。			0	0	0	0	0	必須	・圧着ハガキなら、スペースに限りがある。（納付書部分がメインになるため） # 2と# 6をまとめられないか。（K市） 【提案】本文同士、まとめて問題ないと思われるため、# 2に統合する



7		税目				0	0	0	0	0	必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通知書番号と金額も必要。(F市)</li> <li>・再振替のお知らせとしても使用することを想定しているため、税目のほかに、「年度」「年度分」「期別」「通知書番号」「金額」の印字は必須です。(J市)</li> <li>・追加項目：年度・税目・期別・通知書番号・(行政区) (K市)</li> <li>【提案】以下の項目を、新規に項目追加する</li> <li>…税目、通知書番号、金額、年度、年度分、期別、(行政区)</li> <li>ほか、# 1 F市意見より、納税義務者の氏名も必要と思われるため、追加する。</li> </ul>
8		不能区分				0	0	0	0	0	必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不能区分により、不能通知発行を選択できる機能が必要。(本市は不能区分が残高不足の場合、再振替を行うため不能通知書の発行はしない。) (E市)</li> <li>【回答】機能2.2.8.で不能区分について定義している。</li> <li>・「不能区分」⇒「振替不能の理由」(K市)</li> <li>【回答】機能側で不能区分の名称で規定しており、現行のとおりとする。</li> </ul>
9		次回引き落とし日				0	0	0	0	0	確認中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次回の引き落とし日は、随時課税が発生する場合もあり、確定できるものではないので、表記しないほうが良いと思います。(F市)</li> <li>【確認】他の構成員においても、同様の意見が確認。</li> <li>【提案】不要の場合、項目として定義しない。</li> <li>・当市も不要と考えます。(I市)</li> <li>・上記理由という訳ではないが、次回振替日は不要。定期の振替日(納期限)は、空きスペースを各自治体がお知らせとして利用し、記載すればよい。(K市)</li> <li>・同様に、随時課税の可能性も考慮し、表記しないほうがよいと思われる。(E市)</li> <li>・再振替のお知らせとしても使用することを想定しているため、「次回の引き落とし日」というより「再振替日」の印字は必須です。(J市)</li> <li>【提案】本帳票上、次回引き落とし日は不要とする。</li> <li>【提案】再振替のお知らせを、新規に帳票作成する(必須)。次回引き落とし日は、再振替のお知らせに項目具備する想定。</li> <li>【確認】出力用紙は何か (J市)</li> </ul>
10	引き落とし先	金融機関名				0	0	0	0	0	必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支店名を追加。(J市)</li> <li>・金融機関名と支店名はセットではないですか？(K市)</li> <li>【提案】支店名を追加する。</li> <li>・大分類名「取扱金融機関」へ変更。</li> <li>その他の項目も含め、「口座引き落とし」と「口座振替」の表現を統一してほしい。(K市)</li> <li>【事務局】分類の表記ゆれについては、WT後に修正予定</li> </ul>
11		口座種不別				0	0	0	0	0	必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口座種別に修正。(J市)</li> <li>・預金種別のごとくでしょうか？預金種別であれば必須で良い。(K市)</li> <li>【事務局】口座種別に修正</li> </ul>
12		口座番号				0	0	0	0	0	必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口座番号を全桁掲載するのではなく、上3桁のみ・残りは* *表示(または下3桁み)として、欄外に「個人情報を保護するため、口座番号の一部を非表示としています。」とプレ印刷すればよい。(K市)</li> <li>【提案】仕様書備考に、「口座番号については、*埋めで秘匿できること」と記載し対応する</li> </ul>
13		口座名義人				0	0	0	0	0	必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>オプションでよい (K市)</li> <li>【提案】他に意見ないため、現行のとおりとする</li> </ul>
14	問合せ先	自治体名				0	0	0	0	0	pending	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当課名も必要。(F市)</li> <li>【事務局】連絡先については、全帳票保留とする。</li> </ul>

15		自治体住所				0	0	0	0	0	pending	
16		内線番号				0	0	0	0	0	pending	口座振替済通知と同様。オプション希望（E市） ・内線番号ではなく、直通番号 代表番号なら内線番号とセット（K市）
17	納付書部分		マルペイ様式にする想定	納付書発行し添付も考えられるため、オプション想定。		0	0	0	0	0	必須	・残高不足以外は、納付書での納付になる。（E市） ・確認ですが、再振替のお知らせとしても使用することを想定しているため、単独の帳票として当通知が必要ですが、それに加えて、納付書へも印字可能ということでもよろしいでしょうか。（J市） 【提案】# 9 記載のとおり、以下2パターンに分類し、何れも必須とする。 ・納付書一体型（現行） ・納付書部分がなく、再振替文言あり（# 9 で記載）
18	備考					0	0	0	0	0	確認中	・口座振替不能通知が発送される時期は納期限後になるので、延滞金の計算方法についての表記が必要になる。（E市） 【提案】備考欄を追加する。 ・納付書部分がある場合は専用帳票でしょうから、プレプリントも考えられると思います。（I市） ・備考欄の追加は良いが、延滞金の計算については独立した項目として定義した方が良いと思う。（K市） 【提案】延滞金の計算方法は、プレプリントとして追加する。 ・圧着八カキであれば、No.33同様「ここからゆっくりはがしてください」の案内が必要。（K市） 【事務局】No33# 2.7と同様

標準仕様書（帳票）叩き台 帳票出力項目定義

税目	05_収納管理
帳票	69
帳票	過誤納金充当通知

・方針案について  
 必須：システム出力が必須  
 プレプリント可：印字は必須だが、システム出力でなくとも可  
 オプション：印字は任意  
 不要/対象外：帳票への印字の必要がない/システム印字項目ではない

#	表示項目			備考	事務局見解	方針案	事前集計					方針案	第3回WT論点
	大分類	中分類	小分類				①：必須 (システム 印字)	②：必須 (プレプリン ト)	③：不要 (他項目で 代替)	④：不要 (必要性な し)	⑤：不要 (印字すべ きではない 項目)		
1	通知書タイトル（過誤納金充当通知書）					必須	1	0	0	0	0	必須	・プレプリント可が適当、公印も必要ではないでしょうか。(H市) 【回答】汎用紙想定だが、他の自治体において、プレプリントでの対応は考えられるか。 ・還付通知・還付充当通知・充当通知の3種類のタイトルを、状況に応じてシステム印字できるべき。(F市) ・汎用紙を使用するためシステム印字が必要。プレプリントということは専用帳票ということになると思いますが、充当通知を専用帳票にすることはコスト面等から考えられません。(I市) ・還付・充当の処理により帳票を使い分けるとのことか。複数の帳票を使い分けるより、入力項目によりタイトル以下印字内容を自動設定した方が効率が良いし、間違いがない。(K市) 【提案】汎用紙想定のためシステム印字とする。 【回答】公印については、# 4 9を参照
2	宛先				・外部帳票であるため、必須と想定します。	必須	7	0	0	0	0	必須	・宛名が相続人や納税管理人の場合、括弧書きで義務者名も記載。(F市) 【回答】固定資産税側で記載されないと決定したため、本人の宛先が記載される認識。宛先を変更したい場合は、送付先入力機能を用いることを想定。 ・当市では現行、「宛名管理」で特宛人（相続人や納税人）登録されている場合（賦課側で設定している。）、通知の宛名は特宛人となるが、括弧書き（～様分と記載）で本人氏名が併記される仕様となっています。もし併記されない場合、誰の分なのか分からないので、通知書内に本人氏名欄を設ける必要があるかと思えます。※全ての通知書に該当します。(F市) 【提案】新規項目として、納税義務者の氏名を追加する。 ・窓あき封筒（宛名部分が見えるように）を使用している自治体は多いと思うので、印字位置も検討してください。（封筒発注のための情報提供をお願いします）(K市) 【回答】窓あき位置の統一化については、今後検討する。 【事務局】No33# 2と同様に対応する
3	カスタマーコード				同上	必須	7	0	0	0	0	必須	【事務局】No.33# 3と同様に対応する
4	通知書本文					必須	1	0	0	0	0		
5	通知日				・外部帳票であるため、必須と想定します。	必須	7	0	0	0	0	必須	・通知発送日を明らかにする必要があるため、必須と考えます。(E市) 【提案】必須多数のため、必須とする。 ・この通知日は機能要件上何を指しますか？（処理日・決裁日等々）(K市) 【回答】発送日を想定している。 ・⇒仕様書たたき台に「発送日」の記載はないが、「充当をする予定日（通知日）」に該当するという認識でよいか。(K市) 【回答】ご認識のとおり
6	処分庁名（通知者名）					必須	1	0	0	0	0	必須	・問い合わせ先（課名・担当名・電話番号）も必要。(F市) 【確認】必要は高いと考えられるため、新規にNo77と同様の項目を追加してよいか。 ・追加希望。ただし、プレプリント可でよい。 （確認だが、システム印字の場合、両面印刷は可能か。表面のみしか印字が出来ないのであれば、必然的に印字内容が制限されると思われる。）(K市) 【事務局】両面印刷については、レイアウト検討の中で精査する ・プレプリント可が適当(H市) 【提案】プレプリント可とする。 ・プレプリント可とは、システム出力がプレプリントを選択できるということが良いでしょうか？(F市) 【回答】ヘンダ側のレイアウト（システム出力がプレプリント）を基に、自治体がヘンダを選択する 【提案】# 49I市意見を基に、現状汎用紙想定のため、必須とする。
7	科目					必須	1	0	0	0	0	必須	・充当元の科目でしょうか。（以下同じ）充当先と同様に表記したほうがよいです。(H市) ・「税目」を「科目」と呼ぶ自治体はあるのでしょうか？ 税目を「大分類」にするのであれば、これは「税目単位」で発行されるのでしょうか？(K市) 【事務局】科目を税目に修正する。 【事務局】# 7, 8, 9, 1 0の大分類を、充当元の詳細に修正する。

8	年度					必須						必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人市民税の場合、事業年度と申告区分も必須。(F市)</li> <li>【確認】他の構成員の意見を伺いたい。法人市民税の場合、事業年度と申告区分の記載は必須が。事務局においては、事業年度と申告区分がなくとも年度や通知書番号があれば確認できるように思えるが、納税者目録としてあったほうが良いとも考えている。</li> <li>・当事帳票では、法人市民税の場合、期別の欄に申告区分が記載される。事業年度については、現運用では記載がないが、あったほうがよい。(E市)</li> <li>・事業年度及び申告区分は必須である。法人市民税は申告税のため納税通知書は存在せず、通知書番号を納税義務者に通知する機会はないため、納税義務者が通知書番号と年度でどの分の選付・充当が把握するのは不可能である。法人市民税においては、該当申告を特定するために基本的にどの帳票も事業年度と申告区分は必須である。(I市)</li> <li>・申告区分については、「期別」として記載しています。(J市)</li> <li>・複数年度同時に更正の請求をされる場合があり、事業年度（開始期）の記載は必要。申告区分は課税側の入力内容を引っ張ってくると思われるが、登録内容の誤りにより、収納側で修正が必要になる可能性があるため不要。(K市)</li> <li>【提案】事業年度、申告区分を追加した、法人市民税用の過誤納金充当通知を新規に作成する。</li> </ul>
9	年度分					必須							
10	通知書番号					必須							
11	充当理由過誤納発生理由				・必要性が高いと思われるため、必須と想定します。	必須						必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>・充当理由ではなく、過誤納発生理由が必要。(F市)</li> <li>・「過誤納になった理由」の意味でしょうか？充当理由と表記すれば「未納税があるため」にしかならないと思います。(K市)</li> <li>【提案】項目名を、「充当理由」でなく、「過誤納発生理由」に修正する。</li> <li>・充当理由ではなく過誤納発生理由が必要であることに同意。他帳票（選付通知・選付充当通知）と項目名称を統一すべき。(E市)</li> <li>【提案】No77も同様に、「過誤納発生理由」に修正する</li> </ul>
12	充当元の詳細	住所			・必要性は高くないと思われるため、オプションと想定します。	オプション						不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宛先情報で納税義務者氏名住所が印字されれば代替可と考える。(E市)</li> <li>【提案】不要の意見多数であるため、不要とする。</li> </ul>
13		氏名			同上	オプション						不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宛先情報で納税義務者氏名住所が印字されれば代替可と考える。(E市)</li> <li>【提案】不要の意見多数であるため、不要とする。</li> </ul>
14		期別				必須						必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税目・通知書番号・年度と同じ分類で良いと思います(大分類または中分類で統一)(K市)</li> <li>【事務局】#7, 8, 9, 10の大分類を、充当元の詳細に修正する。</li> </ul>
15		納付年月日			・必要性が高いと思われるため、必須と想定します。	必須						不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一期別充当元の納付日が複数に分かれる場合に全て正確に印字されるのであれば記載してもよいが、最終納付日しか印字されないのであれば印字しないほうがよい。(E市)</li> <li>【回答】複数回の充当履歴が印字されるケースは想定しておらず（あまりに多い回数の場合、記載スペースがなくなる懸念がある）、最終納付日だけを想定している。</li> <li>【提案】最終納付日のみ記載されることは必須の情報とは言えないと思えるため、本項目は不要とする。</li> <li>・当市では同一期別充当元の納付日が複数に分かれる場合は、それらの納付年月日を全て印字している運用。納付年月日が記載されていない充当通知で本当に良いのか疑問であるため、すべての納付年月日記載が難しければ、最終納付年月日だけでも記載があった方がよいのでは？(I市)</li> <li>【提案】全て印字するのは想定していないため、最終納付日だけの印字については不要とする。</li> </ul>
16		納付すべき額	調定額		・必要性は高くないと思われるため、オプションと想定します。	オプション						必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>■必須</li> <li>・充当元がなぜ過誤納となっているかの情報は重要と考えます。(A市)</li> <li>・過誤納が起こった経緯の説明書として必須。(E市)</li> <li>・No.16～21については過誤納内容の記載になるため、過誤納充当通知には必須と考えます。(I市)</li> <li>■不要</li> <li>・過誤納になった理由が単なる二重納付であれば、調定額＝納付済額＝過誤納額となり、かえって納税者にとって分かりにくい(K市)</li> <li>【提案】必須、不要、何れの意見も考えられる。必須多数であるため暫定的に必須とする。全国意見照会やAPPLIC意見を基に、総合的に判断したい。</li> </ul>
17			督促		同上	オプション						オプション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・充当元がなぜ過誤納となっているかの情報は重要と考えます。(A市)</li> <li>・不明(C市)</li> <li>・過誤納が起こった経緯の説明書として必須。ただし、督促手数料の欄は、徴収している自治体とそうでない自治体があるためオプションでもよいと考えます。(E市)</li> <li>・督促手数料？当市は督促手運用なし(J市)</li> <li>・同上(K市)</li> <li>【提案】督促手数料は運用する自治体に分かれることから、オプションとする。</li> </ul>

18		延滞金		同上	オプション	5	0	0	3	0	必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>・充当元がなぜ過誤納となっているかの情報は重要と考えます。(A市)</li> <li>・なぜ過誤になったか分かるように。(C市)</li> <li>・過誤納が起こった経緯の説明書として必須。</li> <li>本税額と延滞金額の区分分けも必須と考えます。(E市)</li> <li>・同上(K市)</li> </ul> <b>【事務局】# 1 6と同様</b>
19	納付済額	納付額		同上	オプション	5	0	0	3	0	必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>・充当元がなぜ過誤納となっているかの情報は重要と考えます。(A市)</li> <li>・なぜ過誤になったか分かるように。(C市)</li> <li>・過誤納が起こった経緯の説明書として必須。(E市)</li> <li>・同上(K市)</li> </ul> <b>【事務局】# 1 6と同様</b>
20		督促		同上	オプション	4	0	0	3	0	オプション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・充当元がなぜ過誤納となっているかの情報は重要と考えます。(A市)</li> <li>・不明(C市)</li> <li>・過誤納が起こった経緯の説明書として必須。ただし、督促手数料の欄は、徴収している自治体とそうでない自治体があるためオプションでもよいと考えます。(E市)</li> <li>・督促手数料？当市は督手運用なし(J市)</li> <li>・同上(K市)</li> </ul> <b>【事務局】# 1 7と同様</b>
21		延滞金		同上	オプション	5	0	0	3	0	必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>・充当元がなぜ過誤納となっているかの情報は重要と考えます。(A市)</li> <li>・過誤納が起こった経緯の説明書として必須。</li> <li>本税額と延滞金額の区分分けも必須と考えます。(E市)</li> <li>・同上(K市)</li> </ul> <b>【事務局】# 1 6と同様</b>
22	充当する過誤納金額	充当額			必須	1	0	0	0	0	必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>・充当額というより、本税過誤納額(F市)</li> </ul> <b>【事務局】充当額だと分かりにくいと思われるので、本税過誤納額に修正</b>
23		督促			必須	1	0	0	1	0	オプション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・項目がないので「不要」としてですが、オプションにしてください。</li> <li>督促手数料は各自治体が条例で定めているものと思われます。当市は督促手数料を徴収していないのに、この項目が必須で印字されると、無駄な問い合わせが増えるのではないかと懸念します。(K市)</li> </ul> <b>【事務局】# 1 7と同様</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機能要件の中で、督促手数料も過誤納の想定がされているので、帳票の項目として残すべきだと考えます。(督手の項目すべてに該当) (F市)</li> </ul> <b>【回答】督促手数料の調定情報への登録機能がオプションとなっており、併せて本項目もオプションとする想定</b>
24		延滞金			必須	1	0	0	0	0	必須	<b>【事務局】# 2 2と同様、延滞金過誤納額に修正</b>
25	合計	充当額			必須	1	0	0	0	0	必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>・充当額というより、本税過誤納額(F市)</li> </ul> <b>【事務局】# 2 2と同様</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これは、何の合計でしょうか？（すべての充当額を合計するなら#27は不要です）(K市)</li> </ul> <b>【回答】全ての充当額を合計するものと想定（期別ごとに充当額が表示されており、その合計額）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・充当額の合計が#25、延滞金充当額の合計が#27というように、項目ごとの合計で、総額欄は無しか。</li> <li>#12～#43は内訳項目であって、「過誤納合計額」「充当合計額」がない。(充当のみ使用だから総額欄は設けていないのか) (K市)</li> </ul> <b>【提案】過誤納、充当合計額、いずれも必要性が高いように思われるため、必須とする。</b>
26		督促			必須	1	0	0	1	0	オプション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・項目がないので「不要」としてですが、オプションにしてください。</li> <li>督促手数料は各自治体が条例で定めているものと思われます。当市は督促手数料を徴収していないのに、この項目が必須で印字されると、無駄な問い合わせが増えるのではないかと懸念します。(K市)</li> </ul> <b>【事務局】# 1 7と同様</b>

27			延滞金			必須		1	0	0	1	0		
28	充当先の詳細	住所		同上	オプション			1	0	1	4	0	不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オプションで問題ありません。(A市)</li> <li>・別名義(共有分等)に充当する場合に、充当先の納税義務者を特定できる番号(通知書番号等)の出力項目があれば不要。(E市)</li> <li>【提案】別名義への充当は、氏名が判明していれば特定可能と思えるため、本項目を不要とする。</li> </ul>
29		氏名		同上	オプション			4	0	0	2	0	必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オプションで問題ありません。(A市)</li> <li>・納税義務者A氏から納税義務者B氏へ充当する際に、誰から誰へ充当したか分かった方がいいと思うため。(C市)</li> <li>・別名義(共有分等)に充当する場合があるため、充当先納税義務者を明らかにするために必要。(E市)</li> <li>・固定単独から共有(逆も)への充当など、わかりやすく表示するため(J市)</li> <li>【提案】充当先を分かりやすく表示するため、必須という意見多数であり、本項目を必須とする。</li> </ul>
30		科目			必須			1	0	0	0	0	必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「科目」⇒「税目」に修正願います。(K市)</li> <li>【事務局】表記ゆれについて、「科目」⇒「税目」に修正対応する。</li> </ul>
31		年度			必須			1	0	0	0	0		
32		年度分			必須			1	0	0	0	0		
33		通知書番号			必須			1	0	0	0	0		
34		期別(月)			必須			1	0	0	0	0		
35		未納額	納付額	・必要性は高くないと思われるため、オプションと想定します。	オプション			4	0	0	2	0	必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オプションで問題ありません。(A市)</li> <li>・なぜ過誤になったか分かるように。(C市)</li> <li>・通知内で充当後の未納額を明らかにする必要があるため。(E市)</li> <li>・納税義務者に分かりやすく通知するため(他の充当等で納付すべき金額が減っている場合など)(J市)</li> <li>【提案】必須多数のため、必須とする。</li> <li>・これは、充当後の未納額ということでしょうか？(K市)</li> <li>【回答】ご認識のとおり。</li> <li>・充当後の期別に未納がない場合は、0円印字されるのでしょうか？(K市)</li> <li>【回答】0円か、-などで表現されるかは、特に規定していない</li> </ul>
36			督促	・必要性は高くないと思われるため、オプションと想定します。	オプション			2	0	0	3	0	オプション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オプションで問題ありません。(A市)</li> <li>・不明(C市)</li> <li>・通知内で充当後の未納額を明らかにする必要があるため。</li> <li>ただし、督促手数料の欄は、徴収している自治体とそうでない自治体があるためオプションでもよいと考えます。(E市)</li> <li>・督促手数料？当市は普手運用なし(J市)</li> <li>【事務局】# 17と同様</li> </ul>

37		延滞金		・必要性は高くはないと思われるため、オプションと想定します。	オプション	4	0	0	2	0	必須	・オプションで問題ありません。(A市) ・なぜ過誤になったか分かるように。(C市) ・通知内で充当後の延滞金未納額を明らかにする必要があるため。本税額と延滞金額の区分分けも必須と考えます。(E市) ・納税義務者に分かりやすく通知するため(他の充当等で納付すべき金額が減っている場合など)(J市) 【提案】必須多数のため、必須とする。
38	充当額	充当額			必須	1	0	0	0	0		
39		督促			必須	1	0	0	1	0	オプション	・督促手数料は各自自治体が条例で定めているものと思われます。当市は督促手数料を徴収していないのに、この項目が必須で印字されると、無駄な問い合わせが増えるのではないかと懸念します。(K市) 【事務局】# 17と同様
40		延滞金			必須	1	0	0	0	0		
41	合計	充当額			必須	1	0	0	0	0	必須	・これは、何の合計でしょうか？(すべての充当額を合計するなら#43は不要です)(K市) 【回答】全ての充当額を合計するものと想定(期別ごとに充当額が表示されており、その合計額)
42		督促			必須	1	0	0	1	0	オプション	・項目がないので「不要」としてですが、オプションにしてください。 督促手数料は各自自治体が条例で定めているものと思われます。当市は督促手数料を徴収していないのに、この項目が必須で印字されると、無駄な問い合わせが増えるのではないかと懸念します。(K市) 【事務局】# 17と同様
43		延滞金			必須	1	0	0	1	0		
44	備考			・全社具備しておらず、本帳票に必要性が高いと言いつけないので、オプションといたします。	オプション	4	0	0	2	0	必須	・オプションで問題ありません。(A市) ・項目があれば使用したい。(E市) ・#47 中分類のような内容。(J市) 【提案】# 47と統合し、必須とする。  ・機能要件3.2.7「通知書内容の文言については、自由に登録・編集できること」と定義しました。この備考欄に印字するのではないのでしょうか？(K市) 【回答】# 4 通知書本文を想定。
45	過誤納番号			・過誤納番号を出力する必要性は高いと思われるため、必須と想定します。	必須	7	0	0	0	0	必須	・「過誤納番号」が何を指すのかによって、必須かどうか変わります。 市民からの問い合わせに使用できるのであれば、印字は必須です。(K市) 【回答】機能3.1.1.1で過誤納者の抽出に使用できると想定。市民からの問い合わせに使用できると考える。
46	文書番号		X社ではページの右上に何を示しているか判断できない数字があったので、暫定で“文書番号”とした	・必要性は高くはないと思われるため、オプションと想定します。	オプション	0	0	0	6	0	オプション	・オプションで問題ありません。(A市) ・任意出力で問題ない(B市) ・使用していないため。(E市) ・文書番号は不要。X社ミサリオの還付(充当)通知の右上には、過誤納整理番号が表示されています。(F市) ・各自自治体の電子決裁(文書管理上のもの)に必要な文書番号を指すのであれば、必要かもしれません。(K市) 【提案】必須という意見ないことから、オプションとする。

47	ただし書き	* 次の通り過誤納額を未納税(料)額に充当させて頂きました。この通知書は、領収書の代わりになりますので大切に保管して下さい。			・備考欄と同義と想定しており、オプションといたします。	オプション	5	0	0	1	0	不要	・項目があれば使用したい。(E市) ・#47 中分類のような内容。(J市) ・備考欄があればよい(K市) 【提案】# 4 4 備考と同義であるため、# 4 4 と統合して必須とし、本項目は不要とする。
48	充当日				同上	オプション	1	0	0	3	0	不要	・オプションで問題ありません。(A市) ・使用していないため。(E市) 【提案】使途不明であり、具体的な必須意見もないことから、不要とする。  ・「充当日」が機能要件上の何を指すのでしょうか？「通知日」との違いは？(K市) 【回答】通知日は、充当をする予定日付（通知日）を想定。充当日は、充当処理日を想定。
49	公印				・電子公印に対応する必要があるため、必須と想定します。	必須	7	0	0	0	0	必須	・システム出力でも、プレプリントでもどちらでも良いと思います。(各自治体の公印規定に合わせる)(K市) 【提案】公印はプレプリントも考えられるため、必須（プレプリント可）に変更する。 ・電子公印かプレプリントのどちらかを選択できるということで良いでしょうか？(F市) 【回答】ベンダ側のレイアウト（システム出力がプレプリント）を基に、自治体がベンダを選択する ・# 1と同様。汎用紙を使用するためシステム印字が必要。(I市) 【提案】現状汎用紙想定のため、システム印字とする。



標準仕様書（帳票）叩き台 帳票出力項目定義

税目	05_収納管理
帳票	75
帳票	過誤納金還付通知兼口座振込依頼書（口座未判明）

・方針案について  
 必須：システム出力が必須  
 プレプリント可：印字は必須だが、システム出力でなくとも可  
 オプション：印字は任意  
 不要/対象外：帳票への印字の必要がない/システム印字項目ではない

#	表示項目			備考	事務局見解	方針案	事前集計					方針案	第3回WT論点
	大分類	中分類	小分類				①：必須 (システム 印字)	②：必須 (プレプリン ト)	③：不要 (他項目で 代替)	④：不要 (必要性な し)	⑤：不要 (印字すべ きではない 項目)		
1	過誤納金還付通知書_通知書タイトル					必須							・プレプリント可が適当(H市) 【事務局】No.69 # 1と同様
2	過誤納金還付通知書_宛先					必須							<p>【方針】</p> <p>本帳票は不要とする想定。</p> <p>→事務局提示の方針で、口座未判明時の帳票は還付請求書に統一するため。</p>
3	過誤納金還付通知書_通知書本文					必須							
4	過誤納金還付通知書_カスタマーバーコード					必須	7	0	0	0	0	不要	
5	過誤納金還付通知書_通知日					必須	1	0	0	0	0		
6	過誤納金還付通知書_処分庁名 (通知者名)					必須	1	0	0	0	0		・プレプリント可が適当、公印も必要ではないでしょうか。(H市) 【事務局】No.69 # 6と同様
7	過誤納金還付通知書_納付額詳細_年度					オプション	8	0	0	0	0		・還付の根拠の詳細であることから必須と考えます。(A市) ・法人市民税の場合、事業年度と申告区分も必須。(F市) ・還付の明細は必須と考えます。(I市) 【提案】必須多数のため、必須とする。
8	年度分			U社は、相当年度と思われる	同上	オプション	8	0	0	0	0		・還付の根拠の詳細であることから必須と考えます。(A市) ・還付の明細は必須と考えます。(I市) 【提案】必須多数のため、必須とする。
9	科目				同上	オプション	8	0	0	0	0		・還付の根拠の詳細であることから必須と考えます。(A市) ・還付の明細は必須と考えます。(I市) 【提案】必須多数のため、必須とする。  ・「科目」⇒「税目」(K市) 【事務局】表記ゆれについて、「科目」⇒「税目」に修正対応する。
10	通知書番号				同上	オプション	8	0	0	0	0		・還付の根拠の詳細であることから必須と考えます。(A市) ・還付の明細は必須と考えます。(I市) 【提案】必須多数のため、必須とする。
11	確認番号				同上	オプション	5	0	0	2	0		・オプションで問題ありません。(A市) ・還付の明細は必須と考えます。(I市) ・利用しないため不明(J市) ・用途不明(K市)  ・「確認番号」がシステムに紐づき該当還付を特定可能な番号ということであれば必須。(E市) ・確認番号 = 過誤納番号であれば必要です。(F市) 【事務局】確認番号 = 過誤納番号と考えられるため、中分類を修正する。  ・還付通知兼口座振込依頼書としては「還付通知部分」「請求書部分」両方に同一番号の印字が必須と考える。(E市) 【事務局】口座振込依頼書の # 7 1 の名称を、「過誤納整理番号」→「過誤納番号」に修正する。 【提案】過誤納番号で問い合わせ対応に活用できるため、必須とする。
12	還付合計額				同上	オプション	8	0	0	0	0		・還付の根拠の詳細であることから必須と考えます。(A市) ・還付の明細は必須と考えます。(I市) 【提案】必須多数のため、必須とする。

13		期別(月)			同上	オプション		8	0	0	0	0		<ul style="list-style-type: none"> <li>・還付の根拠の詳細であることから必須と考えます。(A市)</li> <li>・還付の明細は必須と考えます。(I市)</li> </ul> <b>【提案】必須多数のため、必須とする。</b>
14		最終収納日			同上	オプション		3	0	0	4	0		<ul style="list-style-type: none"> <li>・還付の根拠の詳細であることから必須と考えます。(A市)</li> <li>・同一期別の還付で納付日が複数に分かれる場合に全て正確に印字されるのであれば記載してもよいが、最終納付日しか印字されないのであれば印字しないほうがよい。(E市)</li> </ul> <b>【事務局】No.69 # 1 5と同様</b>
15		納付済額			同上	オプション		5	0	0	3	0		<ul style="list-style-type: none"> <li>・還付の根拠の詳細であることから必須と考えます。(A市)</li> <li>・還付の明細は必須と考えます。(I市)</li> <li>・過誤納になった理由が単なる二重納付であれば、調定額 = 納付済額 = 過誤納額となり、かえって納税者にとって分かりにくい(K市)</li> </ul> <b>【事務局】No.69 # 1 6と同様</b>
16		納付すべき額			同上	オプション		5	0	0	3	0		<ul style="list-style-type: none"> <li>・還付の根拠の詳細であることから必須と考えます。(A市)</li> <li>・還付の明細は必須と考えます。(I市)</li> <li>・過誤納になった理由が単なる二重納付であれば、調定額 = 納付済額 = 過誤納額となり、かえって納税者にとって分かりにくい(K市)</li> </ul> <b>【事務局】No.69 # 1 6と同様</b>
17		過誤納金額			同上	オプション		8	0	0	0	0		<ul style="list-style-type: none"> <li>・還付の根拠の詳細であることから必須と考えます。(A市)</li> <li>・本税、督促、延滞金の合計として必須と考えます。(H市)</li> <li>・還付の明細は必須と考えます。(I市)</li> </ul> <b>【提案】必須多数のため、必須とする。</b>
18		督促料			同上	オプション		5	0	0	3	0		<ul style="list-style-type: none"> <li>・還付の根拠の詳細であることから必須と考えます。(A市)</li> <li>・督促手数料は扱っていないため。(C市)</li> <li>・督促料の欄は、使用している自治体とそうでない自治体があるためオプションでもよいと考えます。(E市)</li> <li>・還付の明細は必須と考えます。(I市)</li> <li>・督促手数料運用なし(J市)</li> <li>・項目がないので「不要」としてですが、オプションにしてください。</li> </ul> <p>督促手数料は各自治体が条例で定めているものと思われます。当市は督促手数料を徴収していないのに、この項目が必須で印字されると、無駄な問い合わせが増えるのではないかと懸念します。(K市)</p> <b>【提案】督促手数料はオプションとする。</b>
19		延滞金			同上	オプション		8	0	0	0	0		<ul style="list-style-type: none"> <li>・還付の根拠の詳細であることから必須と考えます。(A市)</li> <li>・本税分と延滞金分の区分けが「納付すべき額」「納付済額」「過誤納延滞金額」それぞれにが必要です。(帳票69_過誤納金充当通知の項目16～27と同様の区分け)(E市)</li> <li>・還付の明細は必須と考えます。(I市)</li> </ul> <b>【提案】必須多数のため、必須とする。</b>
20		還付加算金			同上	オプション		8	0	0	0	0		<ul style="list-style-type: none"> <li>・還付の根拠の詳細であることから必須と考えます。(A市)</li> <li>・合計として必須と考えます。(H市)</li> <li>・還付の明細は必須と考えます。(I市)</li> <li>・備考欄に「端数処理あり」の記載が必要(K市)</li> </ul> <b>【提案】必須多数のため、必須とする。</b> <b>【提案】明細用の備考欄を新規に作成する。</b>
21		前納報奨金			同上	オプション		1	0	0	6	0		<ul style="list-style-type: none"> <li>・還付の根拠の詳細であることから必須と考えます。(A市)</li> <li>・前納報奨金の欄は、使用している自治体とそうでない自治体があるためオプションでもよいと考えます。当市は不要。(E市)</li> <li>・報奨金運用なし(J市)</li> <li>・項目がないので「不要」としてですが、オプションにしてください。</li> </ul> <p>前納報奨金も自治体によって有無が分かります。(K市)</p> <b>【提案】前納報奨金は機能側で削除しているため、一旦不要とする。</b>
22		計		U社は、No.17.18.19.20.21.22の合計	同上	オプション		6	0	0	2	0		<ul style="list-style-type: none"> <li>・還付の根拠の詳細であることから必須と考えます。(A市)</li> <li>・合計として必須と考えます。(H市)</li> <li>・還付の明細は必須と考えます。(I市)</li> <li>・# 12で充足(J市)</li> <li>・何の計でしょうか？(K市)</li> </ul> <b>【回答】還付期別毎の内訳の合計（還付加算金2期分の合計など）</b> <b>【提案】必須多数のため、必須とする。</b>
23	過誤納金還付通知書_還付理由				記載された方がよいと考えますが、いかがでしょうか。	必須		8	0	0	0	0		<ul style="list-style-type: none"> <li>・過誤納になった理由でしょうか？それなら必須です。(K市)</li> </ul> <b>【提案】No.69#11と同様</b>

24	還付請求書兼振込依頼書_通知書タイトル			・通知書名がなければ帳票の趣旨が伝わらないため、必須と想定します。	オプション	6	0	0	0	0	不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「還付通知」と「還付請求書（振込先郵送返信との用途）」を兼用するかどうかで要否が分かれる。(E市)</li> <li>・還付通知兼振込依頼書としては必要。(E市)</li> <li>・還付請求書（郵送返信用）を別に具備する場合は不要。(E市)</li> <li>・#24～41は「還付請求書」に相当すると思われませんが、同じ様式に印字なのでしょか？切り取って返送とか？切り取り様式なら、切り取らずに返送してくる市民がいます。還付通知書部分は処分性のものなので、市に返送されても困ります。(K市)</li> </ul> <p>【事務局】No.90還付請求書を独立させ、本帳票から還付請求書部分を削除する想定であるため、以下の項目のうち、還付請求書・振込依頼書部分を不要とする。</p>
25	還付請求書兼振込依頼書_納税者・納税代理人				必須	1	0	0	0	0		<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税義務者名だけでなく住所も表記されることが望ましい。</li> <li>納税者又は納税代理人等の連絡先（電話番号）も必要。（口座情報の記入漏れや記入ミスが多いため。）(F市)</li> <li>・その他、相手に記載してもらう連絡先（電話番号）が業務上必要です。(H市)</li> <li>・#24～41は「記入欄」を印字するということでしょうか？</li> <li>その上で、納税義務者名・納税義務者住所はシステム印字してほしいです。</li> <li>・#35～38は受領委任行為を指定するものと思いますが、委任状の様式として、納税義務者欄への押印は不要でしょうか？(K市)</li> </ul> <p>【事務局】#24と同様</p>
26	還付請求書兼振込依頼書_支払方法		U社は、「1. 出納室窓口払 2. 口座振込（振込口座を記入してください。）」の何れかに○をつける	・必須とは言えないため、オプションと想定しています。	オプション	2	0	0	4	0		<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口払いはしていないため。(C市)</li> <li>・振込先郵送返信用以外に使用しないため。(E市)</li> <li>・支払いは、口座振込のみのため。(F市)</li> <li>・原則、口座へ振り込み(J市)</li> <li>・窓口払を行っている自治体はあると思うので、オプションのままで良いと思います。これを項目に残すことにより、No.81「還付請求書」は不要になると思います。(K市)</li> </ul> <p>【事務局】#24と同様</p>
27	還付請求書兼振込依頼書_振込先口座	金融機関			必須	1	0	0	0	0		<ul style="list-style-type: none"> <li>・振込先口座情報は、納税義務者が記入する項目です。記入欄を印字なら必須です。(K市)</li> </ul> <p>【事務局】#24と同様</p>
28		金融機関コード		・必須とは言えないため、オプションと想定しています。	オプション	3	0	0	4	0		<ul style="list-style-type: none"> <li>・還付通知兼振込依頼書としては必要。</li> <li>・還付請求書（郵送返信用）を別に具備する場合は不要。(E市)</li> </ul> <p>【事務局】#24と同様</p>
29		支店名			必須	1	0	0	0	0		<ul style="list-style-type: none"> <li>・振込先口座情報は、納税義務者が記入する項目です。記入欄を印字なら必須です。(K市)</li> </ul> <p>【事務局】#24と同様</p>
30		店番		・必須とは言えないため、オプションと想定しています。	オプション	2	0	0	4	0		<ul style="list-style-type: none"> <li>・還付通知兼振込依頼書としては必要。</li> <li>・還付請求書（郵送返信用）を別に具備する場合は不要。(E市)</li> <li>・振込先口座情報は、納税義務者が記入する項目です。記入欄を印字なら必須です。</li> <li>店番は必須の方が良いです。支店名と併せて記載させることにより、誤りに気付きやすい。(K市)</li> </ul> <p>【事務局】#24と同様</p>
31		口座種別			必須	1	0	0	0	0		<ul style="list-style-type: none"> <li>・振込先口座情報は、納税義務者が記入する項目です。記入欄を印字なら必須です。(K市)</li> </ul> <p>【事務局】#24と同様</p>
32		口座番号			必須	1	0	0	0	0		<ul style="list-style-type: none"> <li>・振込先口座情報は、納税義務者が記入する項目です。記入欄を印字なら必須です。(K市)</li> </ul> <p>【事務局】#24と同様</p>

33		口座名義 (フリガナ)			・必須とは言えないため、オプションと想定しています。	オプション	6	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名義人漢字氏名よりも、カナの方が重要な情報であり、必須と考えます。(A市)</li> <li>・還付通知兼振込依頼書として、口座名義フリガナを記載させる項目は必須。(振込情報として用いる口座名義人名はカタカナであり、一文字でも違うと振込不能となるため。)</li> <li>・還付請求書 (郵送返信用) を別に具備する場合は不要。(E市)</li> <li>・実際の振り込みにはむしろフリガナの方が必要で必須と考えます。(H市)</li> <li>・振込先口座情報は、納税義務者が記入する項目です。記入欄を印字なら必須です。</li> <li>・口座名義 (フリガナ) は必須でお願いします。どちらかという、漢字名義よりカナ名義だけでもいいと思います。(K市)</li> </ul> <b>【事務局】# 2 4と同様</b>
34		口座名義				必須	1	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・振込先口座情報は、納税義務者が記入する項目です。記入欄を印字なら必須です。</li> <li>・口座名義はオプションでお願いします。どちらかという、漢字名義よりカナ名義だけでもいいと思います。(K市)</li> </ul> <b>【事務局】# 2 4と同様</b>
35	口座名義人が本人でない場合	氏名 (フリガナ)			・必須とは言えないため、オプションと想定しています。	オプション	3	0	0	2	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オプションで問題ありません。(A市)</li> <li>・口座名義人が本人でない場合は別紙記載 (システム外) で対応しているため。(E市)</li> <li>・33と分ける必要がないと考えます。(H市)</li> <li>・項目としては必須でお願いします。委任状の形式を取れば、余計な様式が不要となります。(K市)</li> </ul> <b>【事務局】# 2 4と同様</b>
36		氏名			・必須とは言えないため、オプションと想定しています。	オプション	3	0	0	2	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オプションで問題ありません。(A市)</li> <li>・口座名義人が本人でない場合は別紙記載 (システム外) で対応しているため。(E市)</li> <li>・32と分ける必要がないと考えます。(H市)</li> <li>・項目としては必須でお願いします。委任状の形式を取れば、余計な様式が不要となります。「氏名」ではなく「受任者」に修正し、押印欄を作ればよいと思います。(K市)</li> </ul> <b>【事務局】# 2 4と同様</b>
37		住所			・必須とは言えないため、オプションと想定しています。	オプション	3	0	0	2	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オプションで問題ありません。(A市)</li> <li>・口座名義人が本人でない場合は別紙記載 (システム外) で対応しているため。(E市)</li> <li>・何にも使用することがないため不要と考えます。(H市)</li> <li>・項目としては必須でお願いします。委任状の形式を取れば、余計な様式が不要となります。(K市)</li> </ul> <b>【事務局】# 2 4と同様</b>
38		還付請求書兼振込依頼書_続柄			・必須とは言えないため、オプションと想定しています。	オプション	2	0	0	4	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不要と考えます。(A市)</li> <li>・口座名義人が本人でない場合は別紙記載 (システム外) で対応しているため。(E市)</li> <li>・項目としては必須でお願いします。委任状の形式を取れば、余計な様式が不要となります。(K市)</li> </ul> <b>【事務局】# 2 4と同様</b>
39		還付請求書兼振込依頼書_QRコード			※使途不明		0	0	0	5	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不要と考えます。(A市)</li> <li>・使用用途が判断できません。(E市)</li> <li>・依頼書を受け取った後の宛名番号読み込みのためのバーコードと想定されます。オプションが適当ではないかと考えます。(H市)</li> <li>・大分類で定義であれば「電子申請用」かな、とも思います。将来的に紙で請求ではなく、電子申請ができれば、QRコードは役に立つと思います。(K市)</li> </ul> <b>【事務局】# 2 4と同様</b>
40	郵便局	記号		X社では# 70, # 71について「※特別徴収で納入されている方については、郵便局は使用できません。」と記載されている	・必須とは言えないため、オプションと想定します。	オプション	5	0	0	3	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不要と考えます。(A市)</li> <li>・還付通知兼振込依頼書としては必要。</li> <li>・還付請求書 (郵送返信用) を別に具備する場合は不要。(E市)</li> <li>・振込指定口座がゆうちょ銀行口座の場合は必須です。(I市)</li> <li>・郵便局は「振込用支店名・口座番号」がありますので、この欄は不要です。(K市)</li> </ul> <b>【事務局】# 2 4と同様</b>
41		番号			・必須とは言えないため、オプションと想定します。	オプション	5	0	0	3	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不要と考えます。(A市)</li> <li>・還付通知兼振込依頼書としては必要。</li> <li>・還付請求書 (郵送返信用) を別に具備する場合は不要。(E市)</li> <li>・振込指定口座がゆうちょ銀行口座の場合は必須です。(I市)</li> <li>・郵便局は「振込用支店名・口座番号」がありますので、この欄は不要です。(K市)</li> </ul> <b>【事務局】# 2 4と同様</b>

42	還付請求書兼振込依頼書_納付額	年度			U社はA4サイズ1枚に、「過誤納金還付通知書」「還付請求書兼振込依頼書」を記載し、切り取り線で区別しているが、何れにも納付額詳細を記載している。U社のように区別する場合、両方に記載された方が良く、ご意見をお願い致します。	オプション									<ul style="list-style-type: none"> <li>・通知書と依頼書という前提であれば、どちらにも必要な情報と考えます。(A市)</li> <li>・両方がよいのでは。(以下同じ)(B市)</li> <li>・両方に記載された方がいい。(C市)</li> <li>・還付請求書兼振込依頼書として：最低限必要な項目と考える。</li> <li>・還付請求書（郵送返信用）を別に具備する場合は不要。(E市)</li> <li>・納付額の詳細は必要ないが、返信された口座振込依頼書をもとに還付処理を行う際に最低限必要なのは、税目・通知書番号・過誤納整理番号です。</li> </ul> <p>現在は、還付通知（A4）と口座振込申請書（A4）を別で出力しています。通知と依頼書を1枚にまとめる文字が小さくなってしまいますので、別帳票にすることも選択できるよう希望します。(F市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少なくとも還付額計は必須と考えます。(I市)</li> <li>・「過誤納金還付通知書」「還付請求書兼振込依頼書」は別々の用紙に印字が良いと思います。</li> <li>・#24の意見欄をみてください。</li> <li>・仮に同じ用紙に印字するとしても、両方に記載は不要です。</li> <li>・#42～63はすべて不要をお願いします。(K市)</li> </ul> <p><b>【事務局】#24と同様</b></p>
43		年度分			同上	オプション									<ul style="list-style-type: none"> <li>・通知書と依頼書という前提であれば、どちらにも必要な情報と考えます。(A市)</li> <li>・還付請求書兼振込依頼書として：最低限必要な項目と考える。</li> <li>・還付請求書（郵送返信用）を別に具備する場合は不要。(E市)</li> </ul> <p><b>【事務局】#24と同様</b></p>
44		科目			同上	オプション									<ul style="list-style-type: none"> <li>・通知書と依頼書という前提であれば、どちらにも必要な情報と考えます。(A市)</li> <li>・還付請求書兼振込依頼書として：最低限必要な項目と考える。</li> <li>・還付請求書（郵送返信用）を別に具備する場合は不要。(E市)</li> </ul> <p><b>【事務局】#24と同様</b></p>
45		通知書番号			同上	オプション									<ul style="list-style-type: none"> <li>・通知書と依頼書という前提であれば、どちらにも必要な情報と考えます。(A市)</li> <li>・還付請求書兼振込依頼書として：最低限必要な項目と考える。</li> <li>・還付請求書（郵送返信用）を別に具備する場合は不要。(E市)</li> </ul> <p><b>【事務局】#24と同様</b></p>
46		納付済額	納付額		同上	オプション									<ul style="list-style-type: none"> <li>・通知書と依頼書という前提であれば、どちらにも必要な情報と考えます。(A市)</li> <li>・還付請求書兼振込依頼書として：U社方式の場合、返送される部分に項目71の過誤納整理番号（システムに紐つき該当還付を特定可能な番号、各社名称に差異有）があれば、納付済額・納付すべき額・過誤納金額の詳細な内訳は不要と考える。</li> <li>・還付請求書（郵送返信用）を別に具備する場合は不要。(E市)</li> </ul> <p><b>【事務局】#24と同様</b></p>
47			督促料		同上	オプション									<ul style="list-style-type: none"> <li>・通知書と依頼書という前提であれば、どちらにも必要な情報と考えます。(A市)</li> <li>・督促手数料は扱っていないため。(C市)</li> <li>・項目46への意見記載に同じ(E市)</li> </ul> <p><b>【事務局】#24と同様</b></p>
48			延滞金		同上	オプション									<ul style="list-style-type: none"> <li>・通知書と依頼書という前提であれば、どちらにも必要な情報と考えます。(A市)</li> <li>・項目46への意見記載に同じ(E市)</li> </ul> <p><b>【事務局】#24と同様</b></p>
49			還付加算金		同上	オプション									<ul style="list-style-type: none"> <li>・通知書と依頼書という前提であれば、どちらにも必要な情報と考えます。(A市)</li> <li>・項目46への意見記載に同じ(E市)</li> </ul> <p><b>【事務局】#24と同様</b></p>

50		前納報奨金		同上	オプション	1	0	0	5	0	・通知書と依頼書という前提であれば、どちらにも必要な情報と考えます。(A市) ・項目46への意見記載に同じ(E市) 【事務局】# 2 4と同様
51		計		同上	オプション	3	0	0	3	0	・通知書と依頼書という前提であれば、どちらにも必要な情報と考えます。(A市) ・項目46への意見記載に同じ(E市) 【事務局】# 2 4と同様
52	納付すべき額	納付額		同上	オプション	3	0	0	3	0	・通知書と依頼書という前提であれば、どちらにも必要な情報と考えます。(A市) ・項目46への意見記載に同じ(E市) 【事務局】# 2 4と同様
53		督促料		同上	オプション	2	0	0	4	0	・通知書と依頼書という前提であれば、どちらにも必要な情報と考えます。(A市) ・督促手数料は扱っていないため。(C市) ・項目46への意見記載に同じ(E市) 【事務局】# 2 4と同様
54		延滞金		同上	オプション	4	0	0	2	0	・通知書と依頼書という前提であれば、どちらにも必要な情報と考えます。(A市) ・項目46への意見記載に同じ(E市) 【事務局】# 2 4と同様
55		還付加算金		同上	オプション	2	0	0	4	0	・通知書と依頼書という前提であれば、どちらにも必要な情報と考えます。(A市) ・項目46への意見記載に同じ(E市) 【事務局】# 2 4と同様
56		前納報奨金		同上	オプション	1	0	0	5	0	・通知書と依頼書という前提であれば、どちらにも必要な情報と考えます。(A市) ・項目46への意見記載に同じ(E市) 【事務局】# 2 4と同様
57		計		同上	オプション	3	0	0	3	0	・通知書と依頼書という前提であれば、どちらにも必要な情報と考えます。(A市) ・項目46への意見記載に同じ(E市) 【事務局】# 2 4と同様
58	過誤納金額	納付額		同上	オプション	3	0	0	3	0	・通知書と依頼書という前提であれば、どちらにも必要な情報と考えます。(A市) ・項目46への意見記載に同じ(E市) 【事務局】# 2 4と同様

59			督促料		同上	オプション		2	0	0	4	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通知書と依頼書という前提であれば、どちらにも必要な情報と考えます。(A市)</li> <li>・督促手数料は扱っていないため。(C市)</li> <li>・項目46への意見記載に同じ(E市)</li> </ul> <b>【事務局】# 2 4と同様</b>
60			延滞金		同上	オプション		3	0	0	3	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通知書と依頼書という前提であれば、どちらにも必要な情報と考えます。(A市)</li> <li>・項目46への意見記載に同じ(E市)</li> </ul> <b>【事務局】# 2 4と同様</b>
61			還付加算金		同上	オプション		2	0	0	4	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通知書と依頼書という前提であれば、どちらにも必要な情報と考えます。(A市)</li> <li>・項目46への意見記載に同じ(E市)</li> </ul> <b>【事務局】# 2 4と同様</b>
62			前納報奨金		同上	オプション		1	0	0	5	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通知書と依頼書という前提であれば、どちらにも必要な情報と考えます。(A市)</li> <li>・項目46への意見記載に同じ(E市)</li> </ul> <b>【事務局】# 2 4と同様</b>
63			計		同上	オプション		5	0	0	1	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通知書と依頼書という前提であれば、どちらにも必要な情報と考えます。(A市)</li> <li>・還付通知兼振込依頼書として：「還付合計額」の記載は最低限必須。</li> <li>・還付請求書（郵送返信用）を別に具備する場合は不要。(E市)</li> </ul> <b>【事務局】# 2 4と同様</b>
64	還付請求書兼振込依頼書_請求書本文				・必須とは言えないため、オプションと想定します。	オプション		6	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オプションで問題ありません。(A市)</li> <li>・還付通知兼振込依頼書としては必要。</li> <li>・還付請求書（郵送返信用）を別に具備する場合は不要。(E市)</li> <li>・口座の申請がない場合に、再度通知を送付しており、再通知の際には文言を変更する必要あり。(F市)</li> <li>・24との差が分かりません。(H市)</li> <li>・「還付金を以下の口座に振り込んで下さい」という請求本文はいると思います。(K市)</li> </ul> <b>【事務局】# 2 4と同様</b>
65	還付請求書兼振込依頼書_請求日				・必須とは言えないため、オプションと想定します。	オプション		4	0	0	0	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オプションで問題ありません。(A市)</li> <li>・還付通知兼振込依頼書としては必要。</li> <li>・還付請求書（郵送返信用）を別に具備する場合は不要。(E市)</li> <li>・請求日欄（請求者が記載する日）はいると思います。(K市)</li> </ul> <b>【事務局】# 2 4と同様</b>
66	文書番号		X社ではページの右上に何を示しているか判断できない数字があったので、暫定で“文書番号”とし、項目追加した		・必須とは言えないため、オプションと想定します。	オプション		0	0	0	5	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オプションで問題ありません。(A市)</li> <li>・使用用途が判断できません。(E市)</li> <li>・各自治体の電子決裁（文書管理上のもの）に必要な文書番号を指すのであれば、必要かもしれません。(K市)</li> </ul> <b>【事務局】# 2 4と同様</b>
67	再発行		X社ではページの右上に何を示しているか判断できない「再発行」という記載有り 再発行時に自動で印字されると推定		※使途不明	不要		3	0	0	4	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不要で問題ありません。(A市)</li> <li>・帳票を再発行した場合、その旨印字される項目ということであればあった方がよい。(E市)</li> <li>・再発行時に必要。(F市)</li> <li>・機能要件3.3.16で還付通知書の再発行について定義し、時効もリセットされるとなっているので、当初のものか、再発行か明記が必要ではと思います。再発行用には、公印を印字しない等、なんらかの区別が要るのでは？(K市)</li> </ul> <b>【事務局】# 2 4と同様</b>

68	QRコード			※使途不明	不要	0	0	0	7	0		<ul style="list-style-type: none"> <li>不要で問題ありません。(A市)</li> <li>使用用途が判断できません。(E市)</li> <li>現時点では不要ですが、用途があれば、使用すればいいと思います。(K市)</li> </ul> <b>【事務局】# 2 4と同様</b>
69	連絡先	自治体名		・必須とは言えないため、オプションと想定します。	オプション	5	1	0	0	0	プレプリント可	<ul style="list-style-type: none"> <li>オプションで問題ありません。(A市)</li> <li>印字しないを自治体で選択できる方がよい。(E市)</li> <li>課名・担当者も必要。(F市)</li> <li>・#69～70について、表面に印字する必要はないと思います。当市は裏面にプレ印刷しています。(K市)</li> </ul> <b>【提案】プレプリント可として、印字の運用を幅を持たせることでよいか。</b>
70		電話（内線）		・必須とは言えないため、オプションと想定します。	オプション	5	1	0	0	0	プレプリント可	<ul style="list-style-type: none"> <li>オプションで問題ありません。(A市)</li> <li>印字しないを自治体で選択できる方がよい。(E市)</li> <li>・#69～71について、表面に印字する必要はないと思います。当市は裏面にプレ印刷しています。(K市)</li> </ul> <b>【提案】プレプリント可として、印字の運用を幅を持たせることでよいか。</b>
71		過誤納整理番号		・必須とは言えないため、オプションと想定します。	オプション	5	0	0	0	0	不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>オプションで問題ありません。(A市)</li> <li>選付通知兼口座振込依頼書としては項目72の「選付通知部分」と項目71の「請求書部分」両方に同一番号の印字が必須。(市民から返送された請求書の処理や電話問合せの際、当該番号からシステム選付情報を照会するため) (E市)</li> <li>「過誤納整理番号」が何を指すのかによって、必須かどうか変わります。市民からの問い合わせに使用できるのであれば、印字は必須です。(K市)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>項目11の「確認番号」と同類の番号であれば項目統合が必要では。(E市)</li> </ul> <b>【提案】# 1 1のとおり、確認番号と同一として、統合するため、本項目は不要とする。</b>
72	過誤納整理番号			・必須とは言えないため、オプションと想定します。	オプション	3	0	0	2	0		<ul style="list-style-type: none"> <li>オプションで問題ありません。(A市)</li> <li>選付通知兼口座振込依頼書としては項目72の「選付通知部分」と項目71の「請求書部分」両方に同一番号の印字が必須。(市民から返送された請求書の処理や電話問合せの際、当該番号からシステム選付情報を照会するため)</li> <li>項目11の「確認番号」と同類の番号であれば項目統合が必要では。(E市)</li> <li>「過誤納整理番号」が何を指すのかによって、必須かどうか変わります。市民からの問い合わせに使用できるのであれば、印字は必須です。(K市)</li> </ul>
73						0	0	0	0	0		<ul style="list-style-type: none"> <li>どこにも「公印」の記載がありませんでした。処分性のもので、充当通知同様、システム印字でもプレプリントでもいいので、必須項目として追加をお願いします。(K市)</li> </ul> <b>【総務省】※確認 公印の考え方について</b>



標準仕様書（帳票）叩き台 帳票出力項目定義

税目	05_収納管理
帳票	77
帳票	過誤納金還付通知（口座判明）

・方針案について  
 必須：システム出力が必須  
 プレプリント可：印字は必須だが、システム出力でなくとも可  
 オプション：印字は任意  
 不要/対象外：帳票への印字の必要がない/システム印字項目ではない

#	表示項目			備考	事務局見解	方針案	事前集計					方針案	第3回WT論点
	大分類	中分類	小分類				①：必須 (システム 印字)	②：必須 (プレプリン ト)	③：不要 (他項目で 代替)	④：不要 (必要性な し)	⑤：不要 (印字すべ きではない 項目)		
1	通知書タイトル（過誤納金還付通知書）					必須	1	0	0	0	0	必須	・口座判明と口座未判明の帳票を分ける必要はなく、口座未判明の帳票に相手に記載してもらった欄に登録されている口座情報を印刷すれば足りると考えます。別帳票とするにしても変更後金融機関等の内容を記載してもらうことになるので、印字の問題であると考えます。(H市) 【回答】【参考】還付充当周りの帳票整理の方針のとおりでよい場合は、No.75は不要となり、No.77のみ残存する。 ・No.69にも記載したが、印字項目を定義するのは良いが、複数の帳票を使い分けより、入力項目によりタイトル以下印字項目を自動設定した方が効率が良いし、間違いがない。(K市) 【提案】還付充当通知1枚に統一するため、本帳票は不要を想定 【事務局】本帳票記載の項目を、還付充当通知上に記載する想定
2	宛先					必須	1	0	0	0	0	必須	・宛名が相続人や納税管理人の場合、括弧書きで義務者名も記載。(F市) 【事務局】No.69# 2と同様 【事務局】No.33# 2と同様に対応する
3	通知書本文					必須	1	0	0	0	0		
4	カスタマーコード					必須	1	0	0	0	0	必須	【事務局】印字を避ける特段の事情がないため、カスタマーコードについては必須とする。
5	通知日					必須	1	0	0	0	0		
6	処分庁名（通知者名）					必須	1	0	0	0	0		
7	納付額詳細	年度				必須	1	0	0	0	0	必須	・法人市民税の場合、事業年度と申告区分も必須。(F市) 【事務局】No.69# 8と同様
8		年度分				必須	1	0	0	0	0		
9		科目				必須	1	0	0	0	0	必須	・「科目」⇒「税目」(K市) 【事務局】表記ゆれに対応する。
10		通知書番号				必須	1	0	0	0	0		
11		確認番号		Z社は還付充当番号		必須	1	0	0	0	0	必須	・確認番号 = 過誤納番号であれば必要です。(F市) ・確認番号が何を指すのかによって要否がわかります。(K市) 【回答】過誤納番号を示すと考えられるため、表記を過誤納番号に変更する。
12		還付合計額				必須	1	0	0	0	0		
13		期別(月)			・必須とは言えないため、オプションと想定します。	オプション	8	0	0	0	0	必須	・還付の根拠の詳細であることから必須と考えます。(A市) ・「還付通知」「振込先通知」を一体化するか個別に具備するかで要否が分かれる。 当市ではZ社「支払通知書」を振込先通知としての用途のみで使用。 ・還付通知としては必須。 ・振込先通知としては不要。(E市) ・還付の明細は必須と考えます。(I市) 【提案】必須多数であるため、必須とする。

14		最終収納日			同上	オプション		4	0	0	4	0	不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・還付の根拠の詳細であることから必須と考えます。(A市)</li> <li>・還付通知として：同一期別充当元の納付日が複数に分かれる場合に全て正確に印字されるのであれば記載してもよいが、最終納付日しか印字されないのであれば印字しないほうがよい。</li> <li>・振込先通知としては不要。(E市)</li> <li>・還付の明細は必須と考えます。(I市)</li> </ul> <b>【事務局】No.69# 1 5と同様</b>
15		納付済額			同上	オプション		5	0	0	3	0	必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>・還付の根拠の詳細であることから必須と考えます。(A市)</li> <li>・還付通知としては必須。</li> <li>・振込先通知としては不要。(E市)</li> <li>・還付の明細は必須と考えます。(I市)</li> <li>・過誤納になった理由が単なる二重納付であれば、調定額＝納付済額＝過誤納額となり、かえって納税者にとって分かりにくい(K市)</li> </ul> <b>【事務局】No.69# 1 6と同様</b> <b>【提案】No.69#19,20,21を具備する。</b>
16		納付すべき額			同上	オプション		5	0	0	3	0	必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>・還付の根拠の詳細であることから必須と考えます。(A市)</li> <li>・還付通知としては必須。</li> <li>・振込先通知としては不要。(E市)</li> <li>・還付の明細は必須と考えます。(I市)</li> <li>・過誤納になった理由が単なる二重納付であれば、調定額＝納付済額＝過誤納額となり、かえって納税者にとって分かりにくい(K市)</li> </ul> <b>【事務局】No.69# 1 6と同様</b> <b>【提案】No.69#16,17,18を具備する。</b>
17		過誤納金額			同上	オプション		8	0	0	0	0	必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>・還付の根拠の詳細であることから必須と考えます。(A市)</li> <li>・還付通知としては必須。</li> <li>・振込先通知としては不要。(E市)</li> <li>・還付の明細は必須と考えます。(I市)</li> </ul> <b>【提案】必須多数のため、必須とする。</b> <b>【提案】No.69#22,23,24を具備する。</b>
18		督促料			同上	オプション		5	0	0	3	0	オプション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・還付の根拠の詳細であることから必須と考えます。(A市)</li> <li>・督促手数料は扱っていないため。(C市)</li> <li>・還付通知として：督促料の欄は、使用している自治体とそうでない自治体があるためオプションでもよいと考えます。</li> <li>・振込先通知としては不要。(E市)</li> <li>・還付の明細は必須と考えます。(I市)</li> <li>・督促手数料運用なし(J市)</li> <li>・項目がないので「不要」としてですが、オプションにしてください。</li> <li>督促手数料は各自治体が条例で定めているものと思われます。当市は督促手数料を徴収していないのに、この項目が必須で印字されると、無駄な問い合わせが増えるのではないかと懸念します。(K市)</li> </ul> <b>【事務局】No.69#17と同様</b> <b>【提案】#15, 16, 17記載のとおり、No69と同様にオプションで具備する</b>
19		延滞金			同上	オプション		8	0	0	0	0	必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>・還付の根拠の詳細であることから必須と考えます。(A市)</li> <li>・還付通知としては必須。なお、本税分と延滞金分の区分けが「納付すべき額」「納付済額」「過誤納額」それぞれが必要です。(中分類「納付すべき額」「納付済額」「還付額」、小分類「本税」「延滞金」とした区分け直しを希望)</li> <li>・振込先通知としては不要。(E市)</li> <li>・還付の明細は必須と考えます。(I市)</li> </ul> <b>【提案】必須多数のため、必須とする。</b> <b>【提案】#15, 16, 17記載のとおり、No69と同様に必須で具備する</b>
20		還付加算金			同上	オプション		8	0	0	0	0	必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>・還付の根拠の詳細であることから必須と考えます。(A市)</li> <li>・還付通知としては必須。</li> <li>・振込先通知としては不要。(E市)</li> <li>・還付の明細は必須と考えます。(I市)</li> <li>・備考欄に「端数処理あり」の記載が必要(K市)</li> </ul> <b>【提案】必須多数のため、必須とする。</b> <b>・「端数処理あり」の表記は備考欄に記載できるか (K市)</b> <b>【提案】端数処理ありと記載できるよう、新規に備考欄を追加する。</b>

21		前納報奨金			同上	オプション								1	0	0	6	0	不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選付の根拠の詳細であることから必須と考えます。(A市)</li> <li>・前納報奨金は扱っていないため。(C市)</li> <li>・選付通知として：前納報奨金の欄は、使用している自治体とそうでない自治体があるためオプションでもよいと考えます。当市は不要。</li> <li>・振込先通知としては不要。(E市)</li> <li>・報奨金運用なし(J市)</li> <li>・項目がないので「不要」としてですが、オプションにしてください。</li> </ul> <p>前納報奨金も自治体によって有無が分かれます。(K市) 【提案】報奨金は機能削除のため、不要とする。</p>
22		計			同上	オプション								5	1	0	2	0	必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選付の根拠の詳細であることから必須と考えます。(A市)</li> <li>・選付通知としては必須。</li> <li>・振込先通知としては不要。(E市)</li> <li>・選付の明細は必須と考えます。(I市)</li> </ul> <p>【提案】必須多数のため、必須とする。 【提案】No.69#25, 26, 27同様に必須で具備する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・#12で充足(J市)</li> <li>・何の計でしょうか？(K市)</li> </ul> <p>【回答】複数の選付期別が記載される想定だが、#12の合計とは異なり、期別ごとの合計額を指すと認識。</p>
23	選付理由過誤納発生理由					必須								1	0	0	0	0	必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「過誤納理由」で必須(K市)</li> </ul> <p>【事務局】項目名を「過誤納発生理由」に修正する。</p>
24	振込先口座通知文			U社は、「新号 年 月 日に下記の口座に過誤納金を振込みます。」と記載	・必須とは言えないため、オプションと想定します。	オプション								4	0	0	1	0	必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オプションで問題ありません。(A市)</li> <li>・選付通知としては不要。</li> <li>・振込先通知としては必須。(E市)</li> </ul> <p>【提案】選付通知ではあるが、振込先口座が必須であることを鑑み、必須とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・振込日は通知書発送日には分らないと思われるので、裏面におおよその日付を記載しておけばいいと思います。(通知書が届いてから●日～●日程度で振り込みます等)(K市)</li> </ul> <p>【回答】裏面への記載は想定していない。 ⇒では#3の通知書本文と同様、自治体ごとの編集は可能でしょうか。それとも、通知文は全国統一の文言を想定されていますか。(K市) 【回答】文言については自治体ごとの編集が可能と想定している。</p>
25	振込先口座	金融機関				必須								1	0	0	0	0	必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支店名も必要。(F市)</li> </ul> <p>【確認】支店名は必要性が高いと思われるが、他の構成員においても必須でよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必須と考えます。(E市)</li> <li>・必須です。(I市)</li> <li>・必須。(J市)</li> <li>・支店名は必須をお願いします。(K市)</li> </ul> <p>【提案】支店名を新規に項目追加する。</p>
26		口座種別				必須								1	0	0	0	0		
27		口座番号				必須								1	0	0	0	0	必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口座番号は「上3桁」もしくは「下3桁」印字し、残りは*表示にし、注意書き「個人情報保護の観点により、口座番号の一部を非表示としています」と記載が必要。(K市)</li> </ul> <p>【確認】他の構成員においても、上記のような対応をしているか。上記対応は必須かを確認したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・K市同様の対応を行っている。(E市)</li> <li>・当市では、下3桁を*表示にしています。(F市)</li> <li>・注意書きはしていないが、一部のアスタリスク表示を行っている。(I市)</li> </ul> <p>【提案】仕様書備考に、「口座番号については、*埋めで秘匿できること」と記載し対応する</p>
28		口座名義				必須								1	0	0	0	0		
29	公印				・電子公印への対応は必須と考えます。	必須								7	0	0	0	0	必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム出力でも、プレプリントでもどちらでも良いと思います。(各自治体の公印規定に合わせる)(K市)</li> </ul> <p>【提案】公印については、原則必須とする。プレプリントの意見があるため、プレプリント可とする。 【提案】No69#49I市意見を基に、現状汎用紙紙定のため、必須とする。</p>

30	お問い合わせ先	自治体名			・必須とは言えないため、オプションと想定します。	オプション	5	1	0	0	0	pending	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印字しないを自治体で選択できる方がよい。(E市)</li> <li>【回答】印字の可否は、原則自治体は選択できない想定。</li> <li>・オプションで問題ありません。(A市)</li> <li>・#30～32について、表面に印字する必要はないと思います。</li> <li>・当市は裏面にプレ印刷しています。(K市)</li> <li>【回答】裏面については標準仕様書で規定しない。</li> <li>・No.69にも記載したが、汎用紙へのシステム印字は両面可能なか。表面しか印字出来ないのであれば、必ずシステム印字が必要なものとそうでないものを分けて考える必要がある。(K市)</li> <li>・課名・担当名も必要。(F市)</li> <li>【提案】オプションとして追加する。</li> <li>・当市では、現在、税担当課で共通の窓あき封筒を使用しています。窓あきは2か所あり、宛先以外に担当課（問い合わせ先）も窓から見える仕様になっています。そのため、各通知書の定位置に、担当課の問い合わせ先がシステム印字できるようにしています。問い合わせ先のシステム印字については、他の税ワーキングとの調整も必要かと思われます。(F市)</li> </ul>
31		代表電話			同上	オプション	4	1	0	1	0	pending	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オプションで問題ありません。(A市)</li> <li>・印字しないを自治体で選択できる方がよい。(E市)</li> <li>【回答】印字の可否は、原則自治体は選択できない想定。</li> <li>・オプションで問題ありません。(E市)</li> <li>・必須となった項目は、不要と判断した自治体でも印字されるということか。では、オプションで良い。(K市)</li> </ul>
32		直通			同上	オプション	4	1	0	1	0	pending	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オプションで問題ありません。(A市)</li> <li>・印字しないを自治体で選択できる方がよい。(E市)</li> <li>【回答】印字の可否は、原則自治体は選択できない想定。</li> <li>・オプションで問題ありません。(E市)</li> <li>・必須となった項目は、不要と判断した自治体でも印字されるということか。では、オプションで良い。(K市)</li> </ul>
33							0	0	0	0	0	不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帳票No.69 充当通知と同様に過誤納番号を入れていただきたい。(C市)</li> <li>【回答】#111確認番号が過誤納番号と同一のものと考えられる。表記を過誤納番号に修正する。</li> </ul>

標準仕様書（帳票）叩き台 帳票出力項目定義

税目	05_収納管理
帳票	81
帳票	還付請求書

・方針案について  
 必須：システム出力が必須  
 プレプリント可：印字は必須だが、システム出力でなくとも可  
 オプション：印字は任意  
 不要/対象外：帳票への印字の必要がない/システム印字項目ではない

#	表示項目			備考	事務局見解	方針案	事前集計					方針案	第3回WT論点
	大分類	中分類	小分類				①：必須 (システム 印字)	②：必須 (プレプリン ト)	③：不要 (他項目で 代替)	④：不要 (必要性な し)	⑤：不要 (印字すべ きではない 項目)		
1	通知書タイトル			U社：過誤納金還付通知書		必須	0	0	0	1	0	必須	・本帳票は現行、使用していないため不要(F市) ・通知書でないため請求書タイトルが適切(H市) 【事務局】請求書タイトルに修正  ・この帳票について、独立させる必要性があるのでしょうか？ 75と整理して、口座指定用・窓口払用どちらにも使用できるようにすればいいと思います。 よって、以下の項目には回答しません。(K市) 【確認】【参考】還付充当周りの帳票整理のとおり、還付請求書を独立させて、還付請求書を口座指定用・窓口 払用どちらにも対応できるようにすれば、問題ないか (K市) ・それなら問題ありません。しかし、以下の項目は「還付請求書」のモードになっていないと思います。詳しくは「還 付・充当周りの帳票整理」に記載しますが、還付通知書に同封するのであれば、還付通知書に記載している内 容は不要です。(K市) 【事務局】WT用比較表から、還付請求書を窓口/郵便と分ける。
2	宛先					必須	0	0	0	0	0	必須	・郵送が前提でないため不要と考えます。(H市) 【回答】【参考】還付充当周りの帳票整理にて、郵送、窓口何れでも活用できるような構成であれば、必須にな ると思われる。 【提案】本帳票は郵便用とするため、必須とする 【事務局】No33# 2と同様に対応する
3	カスタマーバーコード					必須	0	0	0	0	0	必須	・郵送が前提でないため不要と考えます。(H市) 【回答】【参考】還付充当周りの帳票整理にて、郵送、窓口何れでも活用できるような構成であれば、必須にな ると思われる。 【事務局】印字を避ける特段の事情がないため、カスタマーバーコードについては必須とする。
4	通知書本文					必須	0	0	0	0	0	必須	・通知書でないため請求書本文が適切(H市) 【事務局】請求書本文に修正する
5	通知日				・外部帳票であるため、必要性が高く、必須と想定 します。	必須	3	0	0	1	0	必須	・通知日は通知書に印字されれば足りると考えますので、オプションでよいと考えます。(A市) 【回答】還付請求書は、還付のお知らせと同時に送付される想定であり、還付のお知らせに通知日は記載され る。 ・請求日が適当(H市) 【回答】請求日は# 5 8で対応。本項目は請求書の送付される日を想定。
6	処分庁名（通知者名）					必須	0	0	0	0	0	必須	・郵送が前提でないため不要と考えます。(H市) 【回答】【参考】還付充当周りの帳票整理にて、郵送、窓口何れでも活用できるような構成であれば、必須にな ると思われる。
7	還付金額			X社：差引還付額		必須	0	0	0	0	0	確認中	・請求金額が適当(H市) 【提案】請求金額に修正する。 ・還付金額のままでもよい。請求書なので正確にはそうかもしれないが、請求金額という表記では混乱を招きか ないのでは。(I市) 【確認】帳票名称を「口座振込依頼書」に変更する想定なので、請求金額に変えなくてもよい。
8	還付の理由					必須	0	0	0	0	0	確認中	・請求書には不要(H市) 【確認】自治体側で印字したものを、送り返してもらうあたり、記載されている認識であるが、その場合は必須 でよい。(H市) 【提案】項目を「過誤納発生の理由」に修正する
9	還付額詳細	会計区分			・必要性は高いと思われるため、オプションと想 定します。	オプション	1	0	0	3	0	不要	・オプションで問題ありません。(A市) ・支払いの時点によって会計区分（歳入還付・歳出還付）が変化することが考えられるため。(E市) ・請求書には不要(H市) 【提案】不要多数のため、不要とする。
10		年度		U社：過誤納金還付通知書		必須	0	0	0	0	0	不要	・請求書には不要(H市) 【事務局】# 9と同様

11		年度分				必須	0	0	0	0	0	不要	・請求書には不要(H市) 【事務局】# 9と同様
12		科目				必須	0	0	0	0	0	オプション	・請求書には不要(H市) 【事務局】# 9と同様 ・当市では必須項目です。(税目ごとに処理担当が分かれており、税目表示がなければ、担当(税目)ごとの振り分けの際、いちいち画面確認しなければならなくなり、手処理が増大するため。)(E市) 【提案】必須の意見があるも、還付額詳細は不要と思われるため、オプションとする。
13		通知書番号				必須	0	0	0	0	0	オプション	・請求書には不要(H市) 【事務局】# 9と同様 ・当市では必要項目であるため、オプション化を希望します。(給与特別徴収者個人の還付において、給与特別徴収者個人画面の確認を行う際に使用しているため。)(E市) 【提案】必須の意見があるも、還付額詳細は不要と思われるため、オプションとする。
14		納付額	納付済総額		還付額の詳細は必要性が高いと想定されるため、必須として定義する想定です。	必須	2	0	0	2	0	不要	・通知書で必須ではなく、請求書で必須というのは逆ではないでしょうか。請求書についてはオプションでよいと考えます。(A市) ・請求書には不要(H市) ・還付通知が別に具備されるのであれば、還付内容の詳細まで記載する必要はなく還付金額(項目7)のみで足りる。(E市) 【提案】請求書には不要と思えるため、不要とする。
15			納付すべき額	X社：調定額	同上	必須	2	0	0	2	0	不要	・通知書で必須ではなく、請求書で必須というのは逆ではないでしょうか。請求書についてはオプションでよいと考えます。(A市) ・NO14への意見記載に同じ(E市) ・請求書には不要(H市) 【提案】請求書には不要と思えるため、不要とする。
16			過誤納金額		同上	必須	3	0	0	1	0	不要	・通知書で必須ではなく、請求書で必須というのは逆ではないでしょうか。請求書についてはオプションでよいと考えます。(A市) ・NO14への意見記載に同じ(E市) ・請求書には不要(H市) 【提案】請求書には不要と思えるため、不要とする。
17		督促手数料	納付済総額		同上	必須	1	0	0	3	0	不要	・通知書で必須ではなく、請求書で必須というのは逆ではないでしょうか。請求書についてはオプションでよいと考えます。(A市) ・督促手数料は扱っていないため。(C市) ・NO14への意見記載に同じ(E市) ・請求書には不要(H市) ・督促手数料運用なし(J市) 【提案】請求書には不要と思えるため、不要とする。
18			納付すべき額	X社：調定額	同上	必須	1	0	0	3	0	不要	・通知書で必須ではなく、請求書で必須というのは逆ではないでしょうか。請求書についてはオプションでよいと考えます。(A市) ・NO14への意見記載に同じ(E市) ・請求書には不要(H市) 【提案】請求書には不要と思えるため、不要とする。
19			過誤納金額		同上	必須	1	0	0	3	0	不要	・通知書で必須ではなく、請求書で必須というのは逆ではないでしょうか。請求書についてはオプションでよいと考えます。(A市) ・NO14への意見記載に同じ(E市) ・請求書には不要(H市) 【提案】請求書には不要と思えるため、不要とする。
20		延滞金	納付済総額		同上	必須	2	0	0	2	0	不要	・通知書で必須ではなく、請求書で必須というのは逆ではないでしょうか。請求書についてはオプションでよいと考えます。(A市) ・NO14への意見記載に同じ(E市) ・請求書には不要(H市) 【提案】請求書には不要と思えるため、不要とする。
21			納付すべき額	X社：調定額	同上	必須	2	0	0	2	0	不要	・通知書で必須ではなく、請求書で必須というのは逆ではないでしょうか。請求書についてはオプションでよいと考えます。(A市) ・NO14への意見記載に同じ(E市) ・請求書には不要(H市) 【提案】請求書には不要と思えるため、不要とする。
22			過誤納金額		同上	必須	3	0	0	1	0	不要	・通知書で必須ではなく、請求書で必須というのは逆ではないでしょうか。請求書についてはオプションでよいと考えます。(A市) ・NO14への意見記載に同じ(E市) ・請求書には不要(H市) 【提案】請求書には不要と思えるため、不要とする。
23		還付加算金	過誤納金額		同上	必須	3	0	0	1	0	不要	・通知書で必須ではなく、請求書で必須というのは逆ではないでしょうか。請求書についてはオプションでよいと考えます。(A市) ・NO14への意見記載に同じ(E市) ・請求書には不要(H市) 【提案】請求書には不要と思えるため、不要とする。

24		計	納付済総額		同上	必須	2	0	0	2	0	不要	・通知書で必須ではなく、請求書で必須というは逆ではないでしょうか。請求書についてはオプションでよいと考えます。(A市) ・NO14への意見記載に同じ(E市) ・請求書には不要(H市) 【提案】請求書には不要と思えるため、不要とする。
25			納付すべき額		同上	必須	2	0	0	2	0	不要	・通知書で必須ではなく、請求書で必須というは逆ではないでしょうか。請求書についてはオプションでよいと考えます。(A市) ・NO14への意見記載に同じ(E市) ・請求書には不要(H市) 【提案】請求書には不要と思えるため、不要とする。
26			過誤納金額		同上	必須	2	0	0	2	0	不要	・通知書で必須ではなく、請求書で必須というは逆ではないでしょうか。請求書についてはオプションでよいと考えます。(A市) ・NO14への意見記載に同じ(E市) ・請求書には不要(H市) ・#7で充足(J市) 【提案】請求書には不要と思えるため、不要とする。
27	過誤納金還付請求書兼領収証書 _通知書タイトル				・U社のように帳票を分離するペндаを鑑み、オプションと想定します。	オプション	3	0	0	1	0	不要	・オプションで問題ありません。(A市) ・主に郵送返信用帳票として使用し、窓口現金還付用として使用していないため領収証書部分を要しない。(E市) ・請求書には不要(H市) 【提案】窓口で還付を受け取る際に必要となるため、必須として定義する。口座情報を記載して返送する場合は、当該箇所を使用しない整理とする想定。 ・窓口還付用と郵送返信用とは帳票を分けることを希望する。(必要な項目が多いと、市民の記入ミスが増大するため) (E市) ・窓口還付を受け付けていない自治体からすると、印字される必要のない(されると困る)項目なので、領収証書部分はオプションもしくは不要とすべきと考えます。以下#40まで同じです。 【回答】郵送用、窓口用は分けることを想定 【提案】還付額詳細(#9~26)を不要とする想定。#27~40も同様に還付額詳細であるため、不要とする。
28	過誤納金還付請求書兼領収証書 _還付額詳細	年度			#9以下で充足できるが、U社のように帳票を分離するペндаを鑑み、オプションと想定します。	オプション	3	0	0	1	0	不要	・オプションで問題ありません。(A市) ・NO27への意見記載に同じ(E市) ・請求書には不要(H市) 【事務局】#27と同様
29		年度分			同上	オプション	3	0	0	1	0	不要	・オプションで問題ありません。(A市) ・NO27への意見記載に同じ(E市) ・請求書には不要(H市) 【事務局】#27と同様
30		科目			同上	オプション	3	0	0	1	0	不要	・オプションで問題ありません。(A市) ・NO27への意見記載に同じ(E市) ・請求書には不要(H市) 【事務局】#27と同様
31		通知書番号			同上	オプション	3	0	0	1	0	不要	・オプションで問題ありません。(A市) ・NO27への意見記載に同じ(E市) ・請求書には不要(H市) 【事務局】#27と同様
32		確認番号			同上	オプション	4	0	0	0	0	必須	・オプションで問題ありません。(A市) ・請求書には不要(H市) 【事務局】#27と同様  ・システムの過誤納処理と紐づけられた番号(Z社では還付充当番号。各社名称相違有)は市民に返信してもらった請求書を簡便に処理する上で必須です。(E市) 【提案】本項目を過誤納番号に修正し、必須とする。
33		期別(月)			同上	オプション	3	0	0	1	0	不要	・オプションで問題ありません。(A市) ・NO27への意見記載に同じ(E市) ・請求書には不要(H市) 【事務局】#27と同様
34		納付済額			同上	オプション	1	0	0	3	0	不要	・オプションで問題ありません。(A市) ・NO27への意見記載に同じ(E市) ・請求書には不要(H市) 【事務局】#27と同様
35		納付すべき額			同上	オプション	1	0	0	3	0	不要	・オプションで問題ありません。(A市) ・NO27への意見記載に同じ(E市) ・請求書には不要(H市) 【事務局】#27と同様

36		過誤納金額			同上	オプション	2	0	0	2	0	不要	・オプションで問題ありません。(A市) ・NO27への意見記載に同じ(E市) ・請求書には不要(H市) 【事務局】# 27と同様
37		督促料			同上	オプション	1	0	0	3	0	不要	・オプションで問題ありません。(A市) ・NO27への意見記載に同じ(E市) ・請求書には不要(H市) 【事務局】# 27と同様  ・督促手数料は扱っていないため。(C市) ・督促手数料運用なし(J市)
38		延滞金			同上	オプション	2	0	0	2	0	不要	・オプションで問題ありません。(A市) ・NO27への意見記載に同じ(E市) ・請求書には不要(H市) 【事務局】# 27と同様
39		還付加算金			同上	オプション	2	0	0	2	0	不要	・オプションで問題ありません。(A市) ・NO27への意見記載に同じ(E市) ・請求書には不要(H市) 【事務局】# 27と同様
40		計			同上	オプション	2	0	0	2	0	不要	・オプションで問題ありません。(A市) ・NO27への意見記載に同じ(E市) ・請求書には不要(H市) 【事務局】# 27と同様
41	振込先口座	金融機関名				必須	0	0	0	0	0	必須	・「大分類：振込先口座」の「中分類」項目として「金融機関コード」「支店コード」「口座番号」「口座名義人フリガナ」「ゆうちょ銀行用記号」「ゆうちょ銀行用番号」の追加が必要です。(E市) 【確認】他の構成員においても、上記項目は必要か。 【提案】必要性が高ければ、新規に項目を追加する。 ・「支店コード」「口座番号」「口座名義人フリガナ」「ゆうちょ銀行用記号」「ゆうちょ銀行用番号」は必要と考えます。(I市) 【提案】不要という意見がないため、E市提案の項目を全て追加する。  ・手渡しが前提であるため不要(H市) 【事務局】手渡し、口座いずれも使用できる作りとしく、必須とする。 【回答】本帳票は郵送用となるため、必須と想定
42		支店・支所名				必須	0	0	0	0	0	必須	・手渡しが前提であるため不要(H市) 【事務局】# 41と同様
43		口座種類	普通	Z社：口座種別		必須	0	0	0	0	0	必須	・手渡しが前提であるため不要(H市) 【事務局】# 41と同様
44			当座	Z社：口座種別		必須	0	0	0	0	0	必須	・手渡しが前提であるため不要(H市) 【事務局】# 41と同様
45		口座名義人名				必須	0	0	0	0	0	必須	・口座名義人名だけでなく口座名義人のフリガナの記載欄も必須です。(E市) 【提案】# 54においてもフリガナがあり、記載欄があるのは自然に思えるため、必須とする。  ・手渡しが前提であるため不要(H市) 【事務局】# 41と同様  ・口座情報の記入ミスや漏れが多いため、義務者の連絡先（電話番号）を記入してらう欄も必要。(F市) 【提案】新規に納税義務者電話番号欄を追加する。
46		還付額合計				不要	0	0	0	0	0	必須	・手渡しが前提であるため不要(H市) 【事務局】# 41と同様



47	変更先口座	金融機関名			・#41～46、振込先口座で充足するため、不要と想定します。	不要	1	0	0	4	0	不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>不要で問題ありません。(A市)</li> <li>手渡しが前提であるため不要(H市)</li> <li><b>【事務局】# 2 7と同様</b></li> <li>・Z社帳票では既存口座(変更前)を印字し、その口座への振込について「同意するしない」を選択させ、「同意しない」とした場合に本人希望の振込先(変更先)口座を記載させる形式となっている。他社にはない形式と思われるので大分類定義を「変更先口座」ではなく「変更前口座」としてオプションで残したらどうか。(E市)</li> <li><b>【確認】他の構成員において、上記のような項目は必要性が高いか。</b></li> <li><b>【確認】利用頻度は高いか (E市)</b></li> <li>・現在は多く使用していますが、運用変更していく予定があり、実現すれば利用頻度が少なくなる見込み。(E市)</li> <li>・不要。口座振替依頼書に過誤納が発生した場合は振替口座に選付することがある旨の注意書きがあるため、その際に同意をとっているとみられている。(I市)</li> <li><b>【提案】不要の意見あるため、不要とする。</b></li> <li>・中分類として「口座番号(記号番号)」の項目も追加が必要。(E市)</li> <li><b>【提案】大分類が必要となる場合は、追加する想定。</b></li> <li><b>【事務局】不要であるため、追加しない</b></li> </ul>
48		口座種類	普通	Z社：口座種別	同上	不要	1	0	0	4	0	不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>不要で問題ありません。(A市)</li> <li>・項目48への意見記載に同じ(E市)</li> <li>・手渡しが前提であるため不要(H市)</li> <li><b>【事務局】# 4 7と同様</b></li> </ul>
49			当座	Z社：口座種別	同上	不要	1	0	0	4	0	不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>不要で問題ありません。(A市)</li> <li>・項目48への意見記載に同じ(E市)</li> <li>・手渡しが前提であるため不要(H市)</li> <li><b>【事務局】# 4 7と同様</b></li> </ul>
50		口座名義人名			同上	不要	1	0	0	4	0	不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>不要で問題ありません。(A市)</li> <li>・項目48への意見記載に同じ(E市)</li> <li>・手渡しが前提であるため不要(H市)</li> <li><b>【事務局】# 4 7と同様</b></li> </ul>
51	委任状	個人番号			・必要性は高くないと思われるため、オプションと想定します。	オプション	0	0	0	3	0	不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オプションで問題ありません。(A市)</li> <li>・任意出力で問題ない(B市)</li> <li>・現在、委任状は別様式(システム外)を使用しているため。(E市)</li> <li>・手渡しが前提であるため不要(H市)</li> <li><b>【提案】不要多数のため、不要とする。</b></li> </ul>
52		法人番号			同上	オプション	0	0	0	3	0	不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オプションで問題ありません。(A市)</li> <li>・任意出力で問題ない(B市)</li> <li>・現在、委任状は別様式(システム外)を使用しているため。(E市)</li> <li>・手渡しが前提であるため不要(H市)</li> <li><b>【提案】不要多数のため、不要とする。</b></li> </ul>
53		住所			同上	オプション	1	0	0	2	0	不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オプションで問題ありません。(A市)</li> <li>・任意出力で問題ない(B市)</li> <li>・現在、委任状は別様式(システム外)を使用しているため。(E市)</li> <li>・手渡しが前提であるため不要(H市)</li> <li><b>【提案】不要多数のため、不要とする。</b></li> </ul>
54		氏名(フリガナ)			同上	オプション	0	0	0	3	0	不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オプションで問題ありません。(A市)</li> <li>・任意出力で問題ない(B市)</li> <li>・現在、委任状は別様式(システム外)を使用しているため。(E市)</li> <li>・手渡しが前提であるため不要(H市)</li> <li><b>【提案】不要多数のため、不要とする。</b></li> </ul>
55		氏名			同上	オプション	1	0	0	2	0	不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オプションで問題ありません。(A市)</li> <li>・任意出力で問題ない(B市)</li> <li>・現在、委任状は別様式(システム外)を使用しているため。(E市)</li> <li>・手渡しが前提であるため不要(H市)</li> <li><b>【提案】不要多数のため、不要とする。</b></li> </ul>
56		電話番号			同上	オプション	0	0	0	3	0	不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オプションで問題ありません。(A市)</li> <li>・任意出力で問題ない(B市)</li> <li>・現在、委任状は別様式(システム外)を使用しているため。(E市)</li> <li>・手渡しが前提であるため不要(H市)</li> <li><b>【提案】不要多数のため、不要とする。</b></li> </ul>

57	過誤納金還付請求書兼領収証書 _請求書本文		U社：上記の金額を請求します。	・U社のように帳票を分離するペンを鑑み、オプションと想定します。	オプション	4	0	0	0	0	不要	・オプションで問題ありません。(A市) ・手渡しが前提であるため不要(H市) 【提案】不要多数のため、不要とする。  ・還付請求書様式に類似の文言は必要。 「4：通知書本文」項目と何が違うのか？(E市) 【回答】# 4は還付請求部分のテキスト、本項目は領収証書部分のテキストを想定。
58	過誤納金還付請求書兼領収証書 _請求日			・U社のように帳票を分離するペンを鑑み、オプションと想定します。	必須	0	0	0	0	0		
59	過誤納金還付請求書兼領収証書 _請求先者住所			・U社のように帳票を分離するペンを鑑み、オプションと想定します。	必須	0	0	0	0	0	必須	・請求先ではなく請求者が適当(H市) 【提案】請求者に修正する。
60	過誤納金還付請求書兼領収証書 _連絡先電話番号			・全社具備しておらず、本帳票に必要性が高いと言 い切れないので、オプションといたします。	オプション	2	0	0	2	0	必須	・オプションで問題ありません。(A市) ・還付請求書様式を主に郵送返信用として使用する際、連絡先電話番号を記入してもらう欄は必須。(E市) 【提案】連絡先電話番号は必要と思われるため、必須とする。  ・プレプリント可が適当(H市) 【提案】プレプリント可とする。 【提案】No69 # 49I市意見を基に、現状汎用紙想定のため、必須とする。
61	過誤納金還付請求書兼領収証書 _請求者名				必須	0	0	0	0	0		
62	過誤納金還付請求書兼領収証書 _領収書本文			・全社具備しておらず、本帳票に必要性が高いと言 い切れないので、オプションといたします。	オプション	3	0	0	1	0	不要	・オプションで問題ありません。(A市) ・窓口現金還付用ではなく主に郵送返信用として使用するため。(E市) 【提案】必須とする。 ・# 27と同様。(I市) 【提案】本帳票は口座用として残すため、窓口で手交すると思われる領収書部分については不要と想定
63	過誤納金還付請求書兼領収証書 _領収日					0	0	0	0	0	不要	・プレプリント可が適当(H市) 【提案】プレプリント可とする。 ・# 27と同様。(I市) 【提案】# 6 2と同様とする
64	過誤納金還付請求書兼領収証書 _領収者住所	X社：#59で包含していると想定		・X社同様、請求者、領収者情報は同一でよいと 思われるため、不要と想定します。	不要	2	0	0	2	0	不要	・不要で問題ありません。(A市) ・任意出力で問題ない(B市) ・委任を受けた者がいる場合、その者が領収者となるため。(C市) ・窓口現金還付用ではなく主に郵送返信用として使用するため。(E市) 【事務局】窓口用としても使用する想定のため、必須とする。 ・# 27と同様。(I市) 【提案】# 6 2と同様とする
65	過誤納金還付請求書兼領収証書 _領収者名	X社：#61で包含していると想定		同上	不要	2	0	0	2	0	不要	・不要で問題ありません。(A市) ・任意出力で問題ない(B市) ・委任を受けた者がいる場合、その者が領収者となるため。(C市) ・窓口現金還付用ではなく主に郵送返信用として使用するため。(E市) 【事務局】窓口用としても使用する想定のため、必須とする。 ・# 27と同様。(I市) 【提案】# 6 2と同様とする
66	過誤納金還付整理票_内部処理 用タイトル			・過誤納金還付整理票は、市の出納等への帳票 と思われるため、本帳票要件として扱わない。	不要	0	0	0	4	0	不要	・不要で問題ありません。(A市) ・任意出力で問題ない(B市) 【提案】不要とする。
67	過誤納金還付整理票_還付額合 計			同上	不要	1	0	0	3	0	不要	・不要で問題ありません。(A市) ・任意出力で問題ない(B市) 【提案】不要とする。
68	過誤納金還付整理票_住所			同上	不要	1	0	0	3	0	不要	・不要で問題ありません。(A市) ・任意出力で問題ない(B市) 【提案】不要とする。

69	過誤納金還付整理票_氏名				同上	不要	1	0	0	3	0	不要	・不要で問題ありません。(A市) ・任意出力で問題ない(B市) 【提案】不要とする。
70	過誤納金還付整理票_還付理由				同上	不要	1	0	0	3	0	不要	・不要で問題ありません。(A市) ・任意出力で問題ない(B市) 【提案】不要とする。
71	過誤納金還付整理票_年度				同上	不要	1	0	0	3	0	不要	・不要で問題ありません。(A市) ・任意出力で問題ない(B市) 【提案】不要とする。
72	過誤納金還付整理票_年度分				同上	不要	1	0	0	3	0	不要	・不要で問題ありません。(A市) ・任意出力で問題ない(B市) 【提案】不要とする。
73	過誤納金還付整理票_科目				同上	不要	1	0	0	3	0	不要	・不要で問題ありません。(A市) ・任意出力で問題ない(B市) 【提案】不要とする。
74	過誤納金還付整理票_通知書番号				同上	不要	1	0	0	3	0	不要	・不要で問題ありません。(A市) ・任意出力で問題ない(B市) 【提案】不要とする。

標準仕様書（帳票）叩き台 帳票出力項目定義

税目	05_収納管理
帳票	新規
帳票	還付充当通知

・方針案について  
 必須：システム出力が必須  
 プレプリント可：印字は必須だが、システム出力でなくとも可  
 オプション：印字は任意  
 不要/対象外：帳票への印字の必要がない/システム印字項目ではない

#	表示項目			備考	事務局見解	方針案	方針案	第3回WT論点
	大分類	中分類	小分類					
1	帳票タイトル					必須		・ベンダ帳票一覧の該当有無欄ではX社帳票となっていますが、Z社ではないのでしょうか？ ・今回照会の方向性によっては、NO77帳票にある、振込先についての項目をすべて追加する必要があると思いま す。項目有無や項目名称やについても「還付通知」「充当通知」の両帳票の項目に合わせる形で統一整理してい く必要があると思います。（E市） ・No.77にある振込口座の情報が必要（I市） ・以下の項目、No.69とNo.77と同義でよい（K市） 【確認】No.69,77の記載事項を網羅していれば問題ないか。
2	宛先					必須		
3	通知書本文					必須		
4	通知日					必須		
5	処分庁名（通知者名）					必須		
6	公印					必須		
7	還付充当番号					必須		
8	過誤納理由					必須		
9	過誤納合計					必須		
10	還付加算金					必須		
11	充当合計額					必須		
12	還付額					必須		
13	過誤納明細	税目				必須		
14		課税年度				必須		

15		相当年度				必須		
16		通知書番号				必須		
17		No.				必須		
18		期月				必須		
19		納付済額	本税			必須		
20			延滞金			必須		
21			督促手数料			オプション		
22		調定額	本税			必須		
23			延滞金			必須		
24			督促手数料			必須		
25		過誤納額	本税			必須		
26			延滞金			必須		
27			督促手数料			必須		
28			本税合計			必須		
29			延滞金合計			必須		
30			督促手数料合計			オプション		
31	充当明細	税目				必須		
32		課税年度				必須		
33		相当年度				必須		

34		通知書番号				必須		
35		No.				必須		
36		期月				必須		
37		充当額				必須		
38		充当延滞金				必須		
39		充当督促手数料				必須		
40		氏名				必須		
41		充当諸税加算金				必須		
42		充当退職所得額				必須		
43		充当後未納額				必須		
44		充当後未納延滞金				必須		
45		充当後未督促手数料				必須		
46		充当額合計				必須		

標準仕様書（帳票）叩き台 帳票出力項目定義

税目	05_収納管理
帳票	123
帳票	納税証明書

・方針案について  
 必須：システム出力が必須  
 プレプリント可：印字は必須だが、システム出力でなくとも可  
 オプション：印字は任意  
 不要/対象外：帳票への印字の必要がない/システム印字項目ではない

#	表示項目			備考	事務局見解	方針案	事前集計					方針案	第3回WT論点
	大分類	中分類	小分類				①：必須 (システム 印字)	②：必須 (プレプリン ト)	③：不要 (他項目で 代替)	④：不要 (必要性な し)	⑤：不要 (印字すべ きではない 項目)		
1	文書タイトル					必須	1	0	0	0	0		
2	納税証明年度					必須	1	0	0	0	0	確認中	・1枚につき、1年度しか証明しないのか。 所得証明のように証明項目が多いわけではないので、複数年度を1枚の用紙で記載できるようにして欲しい。(K市) 【提案】複数記載されているサンプルもあることから、帳票概要に、複数年度を記載できるよう追記する。 ・複数年度を1枚で記載できるかは機能要件と考える。(E市) ・税目や年度選択の影響もあると考える(当市では年度別に納税証明書を発行しており、証明発行時にリストボックスで年度選択→税目選択になっている)。複数年度を一枚にすると証明年度をどのように表記するのか(市県民税がH30とR2、固定資産税がR1とR2となった場合等)?各税目に賦課年度の項目が必要になるのではないか?(E市) 【確認】複数年度を1枚の用紙で記載する場合、どのような機能が必要となるか(K市)
3	納税義務者住所					必須	1	0	0	0	0	必須	(念のための確認ですが)納管人等の設定・送付先の設定がされていても、証明書は「納税義務者名・住所」が表記されるのでしょうか。共通要件でも定義されているのか(K市) 【事務局】現時点では規定していない
4	納税義務者氏名					必須	1	0	0	0	0	必須	・法人の場合も「氏名」表記か(K市) 【提案】納税義務者名に修正する。
5	税目					必須	1	0	0	0	0		
6	納付すべき税額					必須	1	0	0	0	0		
7	納付済額					必須	1	0	0	0	0		
8	未納額	滞納額				必須	1	0	0	0	0	必須	・No17とあわせて考える必要があると考えます。 滞納額 と 納期未到来額 (合計すると未納額) という表現と 未納額 と その内の納期未到来額 (引くと滞納額) のどちらの表現でも 可としていただきたいです。(A市) 【確認】自治体によって差が出ると思われるが、統一によって問題が生じるか。生じない場合、ヘンダサンプルから、未納額、納期未到来額に統一を想定。 ・未納額を記載し、内訳として納期到来額と納期未到来額の両方を記載する。(ここに9と17をまとめて記載する)(E市) ・滞納の有無がわかりやすく表記されている形にしていきたい「滞納額と納期未到来額」の表記としていただきたいです。(F市) ・どちらの表現でも問題ないです(当市現行システムでは未納額/納期未到来額)。(I市) ・未納額と納期未到来額となった場合、滞納があるのかないのかが一目でわからなくなる可能性があると思います。(J市) ・納期が過ぎた未納額と、納期未到来額は意味が違う。現在も分けており、それによるトラブルはありません。(一緒にする方がトラブルのもとになると思われます。)(K市) 【提案】未納額、納期未到来額、納期到来額の3項目があればよいため、# 17を本項目直下に移動し、必須とする。
9		納期未到来額				必須	1	0	0	0	0		
10	備考					必須	1	0	0	0	0		

11	文書本文					必須	0	1	0	0	0		
12	証明日					必須	1	0	0	0	0		
13	処分庁名（通知者名）					必須	1	0	0	0	0		
14	摘要				・備考欄と同義と想定しており、オプションといたします。	オプション	1	1	2	1	0	必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オプションで問題ありません。(A市)</li> <li>・# 1 0 で代替可能と考えます。(C市)</li> <li>・項目10の備考は税目別の備考であるため、証明全体に掛かる備考として必須。(E市)</li> <li>・# 1 0 で代替可能と考えます。(J市)</li> <li>・備考欄があればよい(K市)</li> <li>【提案】# 10は税目別の備考、本項目は全体の備考と整理し、何れも必須とする。</li> <li>・確かに税目別（項目別）の備考も必要です。(K市)</li> </ul>
15	文書番号				・記載が必要な項目とは言えないため、オプションといたします。	オプション	4	0	0	2	0	オプション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・証明書番号は必須と考えます。(A市)</li> <li>・発行履歴を追跡するために必要(E市)</li> <li>・当市では文書番号の採番を省略しているため、現時点では必要ない。(J市)</li> <li>【提案】J市のように、文書番号採番を行っていない自治体もありうることから、オプションとする。</li> <li>・当市も現行システムでは採番していないので、オプションでよいと考えます。(I市)</li> </ul>
16	公印				・電子公印への対応は必須と考えます。	必須	6	1	0	0	0		
17	未納額の内訳	納期限到来額			・記載が必要な項目とは言えないため、オプションといたします。	オプション	2	0	1	3	0	統合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・No8、9と合わせて感がある必要があると考えます。(A市)</li> <li>・N O 9期限未到来額と同様</li> <li>N O 9のことを再度確認しているなら未納額の説明になるため必要。(E市)</li> <li>・8と同じ扱いになるのではないか(F市)</li> <li>・# 8で代替可能と考えます。(J市)</li> <li>・「未納の内訳」とわざわざ記載しなくてもいいと思います。(K市)</li> <li>【提案】# 8 , 9で代替可能と思われるため、不要とする。</li> <li>【事務局】# 8のとおり</li> </ul>



標準仕様書（帳票）叩き台 帳票出力項目定義

税目	05_収納管理
帳票	124
帳票	継続検査用納税証明書

・方針案について  
 必須：システム出力が必須  
 プレプリント可：印字は必須だが、システム出力でなくとも可  
 オプション：印字は任意  
 不要/対象外：帳票への印字の必要がない/システム印字項目ではない

#	表示項目			備考	事務局見解	方針案	方針案	第3回WT論点
	大分類	中分類	小分類					
1	宛先					必須		【事務局】印字を避ける特段の事情がないため、カスタマーバーコードについて新規作成する。
2	問合せ先	自治体住所				必須	pending	
3		所属課				必須	pending	
4		電話番号				必須	pending	
5	帳票タイトル			サンプル記載内容：ペイジーによる納付済確認書 (軽自動車税)		必須	確認中	・当市は導入していませんが、ペイジー以外にもモバイルレジや各種スマホ決済等領収書がでない決済方法があり、この場合はいずれも継続検査用納税証明書の送付の必要があるため、ペイジーに限定せず定義したほうがよいのではないのでしょうか。(I市) 【回答】機能要件上、「マルチペイメントネットワーク、クレジット、スマホ払い」で納付したものに対して発行できると記載 【事務局】下記に記載のとおり、口座振替についても上記に追加する想定 ・納付方法によって印字内容が変わるか（〇〇による納付済確認書）（K市） 【確認】他の構成員においても、収納チャネルごとに帳票タイトルが変わる仕様が必要か（K市） ・口座振替納付も含めることにより、No.34は不要にできないか。それとも口座振替納付だけ分ける必要があるか。（K市） 【提案】上記のとおり、口座振替済通知を不要とし、本帳票に口座振替の通知機能を統合する想定

6	帳票本文 1			サンプル記載内容：平成25年度軽自動車税の納付を下記のとおり確認いたしましたのでお知らせいたします。		確認中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・# 6～1 9について、真ん中のページに金融機関名、税額、納付方法等が記載されているが、第三者に提示する書類としては適当でないと思われる。左のページに日付、市長名、市長印が印字（右ページのみで継続検査で使用できる）されれば解決される。（B市）</li> <li>【確認】他の構成員において、本項目の要不要を回答いただく。</li> <li>・様式を確認できなかったため、言える立場ではないが、平成22年3月30日付総務省自治税務局長通知において示されている「検査対象軽自動車等に係る軽自動車税納税証明書の様式等について」以降に記載の変更があったのでしょうか。変更がなければ、証明番号、納税義務者の氏名・住所、車両番号、納付済年月日、証明書有効期限、備考、証明日、首長名、証明印、注意書きとして車検に使用できる旨の記載で十分と思われる。（J市）</li> <li>【提案】J市指摘のとおり、軽自動車納税証明書の様式に記載の項目を原則必須とし、その他必要と思われる項目と必須とする。</li> <li>・本市現況では口座振替者へ送付する継続検査用納税証明書（ハガキタイプ）においては、「金融機関名」「税額」「納付方法」は項目自体記載していない。項目として残すのであれば、B市意見に賛同する。（E市）</li> <li>・継続検査用の証明として発行するのであれば、No.20～29があればNo.10～18の納税の情報は必要ないと思われる。現行、口座振替された方等にその形で通知していますが問題になっておりません。（F市）</li> <li>・当市もNo.34に対し、同じ意見を言ったつもりでした。（今回No.34に詳細記載しています）納付確認ページ（# 5～# 19）と、継続検査証明書ページ（# 20～# 29）に分けて、それぞれに必要な項目を記載すればよい。（K市）</li> <li>・納付確認書と納税証明書を分ける必要がなく、納税証明書欄に、納税証明事項として必要な項目（証明の年度、氏名、車両番号、証明書有効期限、領収年月日、発行日、市長名、公印）を印字すればいいのではないのでしょうか。住所については当市は現状印字していますので必要と考えますが、自治体によって考え方が違うのであればオプションでもよいと思います。（I市）</li> <li>【事務局】第三者に提示する必要のない情報である納付確認のページ（# 6～1 9）については、構成員意見を基に、適宜不要とする。</li> </ul>
7	通知日					確認中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同上（B市）</li> <li>・同上（J市）</li> <li>・必須（K市）</li> <li>【提案】軽自動車納税証明書の様式に記載の項目のため、必須とする</li> </ul>
8	処分庁名（通知者名）					確認中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同上（B市）</li> <li>・同上（J市）</li> <li>・必須（K市）</li> <li>【提案】軽自動車納税証明書の様式に記載の項目のため、必須とする</li> </ul>
9	公印					確認中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同上（B市）</li> <li>・不要：公印は証明ページに必要（K市）</li> <li>【提案】軽自動車納税証明書の様式に記載の項目のため、必須とする</li> </ul>
10	金融機関名					確認中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同上（B市）</li> <li>・納付方法によって印字内容が変わるのか。# 10と# 11をまとめられないか。（K市）</li> <li>【提案】軽自動車納税証明書の様式に記載のない項目のため、不要とする</li> </ul>
11	納付方法					確認中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同上（B市）</li> <li>・同上（K市）</li> <li>【提案】軽自動車納税証明書の様式に記載のない項目のため、不要とする</li> </ul>
12	納税義務者					確認中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同上（B市）</li> <li>・同上（J市）</li> <li>・必須（K市）</li> <li>【提案】# 2 6 で定義されており、本項目は不要とする</li> </ul>
13	課税年度					確認中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同上（B市）</li> <li>・同上（J市）</li> <li>・必須（K市）</li> <li>【提案】軽自動車納税証明書の様式に記載のない項目のため、不要とする</li> </ul>
14	相当年度					確認中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同上（B市）</li> <li>・同上（J市）</li> <li>・必須（K市）</li> <li>【提案】軽自動車納税証明書の様式に記載のない項目のため、不要とする</li> </ul>
15	通知書番号					確認中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同上（B市）</li> <li>・同上（J市）</li> <li>・必須（K市）</li> <li>【提案】軽自動車納税証明書の様式に記載のない項目のため、不要とする</li> </ul>
16	車両番号					確認中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同上（B市）</li> <li>・同上（J市）</li> <li>・必須（K市）</li> <li>【提案】# 2 7 で定義されており、本項目は不要とする</li> </ul>

17	確認年月日				確認中	不要	・同上（B市） ・同上（J市） ・納付年月日に変更（K市） 【提案】# 2 8 で定義されており、本項目は不要とする
18	税額				確認中	不要	・同上（B市） ・同上（J市） ・必須（K市） 【提案】軽自動車納税証明書の様式に記載のない項目のため、不要とする
19	帳票本文 2		サンプル記載内容：継続検査の申請をされる方へ。右の証明書は、軽自動車の継続検査を受ける際に必要です。継続検査を代行業者に委任する場合は、この証明書を代行業者にお渡しください。注意）本確認書はページで軽自動車税を納付された方に、送付しております。 右の証明書の車両番号に* * * * * が出力されている方は滞納があるため、証明書を向こうとして発行しておりません。担当課へお問い合わせください。本確認書は平成25年9月19日時点で作成しておりません。事務処理上行き違いとなる場合がありますのでご了承ください。		確認中	不要	・同上（B市） ・同上（J市） ・タイトルに合わせ、納付方法によって印字内容を変えることが出来るか（K市） 【回答】できない想定 【提案】# 6 の帳票本文のみでよいと思われるので、不要とする
20	帳票タイトル 2		サンプル記載内容：軽自動車税納税証明書（継続検査用）		必須	不要	【提案】# 5 のタイトルのみでよいと思われるので、不要とする
21	帳票本文 3		サンプル記載内容：上記のとおり納付したことを証明します。車両番号に* * * * * があると証明書として使用できません。		必須	不要	【提案】# 6 の帳票本文のみでよいと思われるので、不要とする
22	滞納有無		サンプル記載内容：未納となっている税金がありません。		必須	不要	この記載内容も統一項目でしょうか？未納となっている税金（延滞金を含む）を追加してください。（K市） 【提案】軽自動車納税証明書の様式に記載のない項目のため、不要とする
23	車両番号				必須	必須	・必須（K市） 【提案】軽自動車納税証明書の様式に記載の項目のため、必須とする
24	証明書有効期限				必須	必須	・必須（K市） 【提案】軽自動車納税証明書の様式に記載の項目のため、必須とする
25	領収年月日				必須	必須	・必須（K市） 【提案】軽自動車納税証明書の様式に記載の項目のため、必須とする 【事務局】納付済年月日に修正する
26	納税義務者名				必須	必須	・「納税義務者」「車両番号」「納付済年月日」「証明書有効期限」が証明内容として必要である。（E市） 【確認】他の構成員において、本項目の要不要を回答いただく。 ・No.6と同様（F市） ・必要。# 6 の回答のとおり。（I市） ・総務省指定の様式には記載欄があるため、必要と考える。ただし県内においては、本項目を省略している市がある。（J市） 【提案】軽自動車納税証明書の様式に記載の項目のため、必須とする 【提案】住所も必要となるため、新規追加する  ・上記に加え、証明書には「発行者名」「公印」も必要（K市） 【提案】# 8 , 9 で対応できる想定
27	車両番号				必須	不要	・同上（E市） ・総務省指定の様式には記載欄があるため、必要と考える。（J市） ・不要：# 23と同じではないか（K市） 【事務局】# 2 3 と同一項目のため、削除
28	納付済年月日				必須	不要	・同上（E市） ・総務省指定の様式には記載欄があるため、必要と考える。（J市） ・不要：# 23と同じではないか（K市） 【事務局】# 2 5 と同一項目のため、削除

29	証明書有効期限					必須	不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同上（E市）</li> <li>・総務省指定の様式には記載欄があるため、必要と考える。（J市）</li> <li>・不要：# 23と同じではないか（K市）</li> <li>【事務局】# 2 4と同一項目のため、削除</li> </ul>
30	備考						必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>【提案】軽自動車納税証明書の様式に記載の項目のため、必須とする</li> </ul>

標準仕様書（帳票）叩き台 帳票出力項目定義

税目	05_収納管理
帳票	125
帳票	完納証明書

・方針案について  
 必須：システム出力が必須  
 プレプリント可：印字は必須だが、システム出力でなくとも可  
 オプション：印字は任意  
 不要/対象外：帳票への印字の必要がない/システム印字項目ではない

#	表示項目			備考	事務局見解	方針案	事前集計					方針案	第3回WT論点
	大分類	中分類	小分類				①：必須 (システム 印字)	②：必須 (プレプリン ト)	③：不要 (他項目で 代替)	④：不要 (必要性な し)	⑤：不要 (印字すべ きではない 項目)		
1	文書タイトル					必須	0	0	0	0	0		
2	文書本文					必須	0	0	0	0	0	必須	・この項目が認証文になりますか？それとも#6が認証文ですか？（K市） 【回答】認証文とは、「市税の滞納はない」旨の文章を指すか。本項目は、どのサンプルも「上記のとおり相違ないことを証明」旨の文章。#6は、「市税の滞納はない」旨の文章。
3	納税義務者		住所			必須	0	0	0	0	0		
4			フリガナ氏名		・必須とは言えないためオプションと想定します。	オプション	0	0	0	5	0	オプション	・オプションで問題ありません。(A市) ・任意出力で問題ない(B市) ・現在使用している様式でも記載していない。また、フリガナを記載してほしいとの要望もない。(J市) 【提案】オプションとする。
5			氏名			必須	0	0	0	0	0	必須	・法人宛名も「氏名」表記か(K市) 【事務局】納税義務者名に修正
6	証明事項					必須	0	0	0	0	0	必須	・自治体によって「完納証明」の定義が違うと思います。(申告税目の申告の有無まで確認しているか・固定資産税の共有者についての取扱い等) 必須項目ですが、備考欄またはたし書きでの補記が必要になると思われます。(K市) 【提案】備考欄を必須項目化する。
7	備考					オプション	1	0	0	0	0	必須	・同上(K市) 【事務局】#6と同様
8	文書番号					必須	0	0	0	0	0	必須	・オプションでよい(No.90納税証明書#15と同じ考え)(K市) 【提案】類似の帳票である納税証明書ではオプションとなっているため、同様にオプションとする。
9	証明日					必須	0	0	0	0	0		
10	処分庁名(通知者名)					必須	0	0	0	0	0		
11	ただし書き		※X社市役所提出以外は無効。		・備考欄と同義と想定しており、オプションといたします。	オプション	0	0	2	2	0	不要	・オプションで問題ありません。(A市) ・#7で代替可能と考えます。(C市) ・NO7備考欄で代用(E市) ・#7で代替可能と考えます。(J市) ・備考欄にただし書きが記載出来れば良い(K市) 【提案】#7で代替可能であるため、不要とする。
12	公印					必須	0	0	0	0	0		
13	証明書の使用目的				・必須とは言えないためオプションと想定します。	オプション	1	0	0	3	0	不要	・オプションで問題ありません。(A市) ・任意出力で問題ない(B市) ・申請書には記載してもらおうが、証明には記載する必要がないと考えます。(J市) ・自治体によっては用途限定で発行していると思われる。( #11のただし書きのように) 何らかの制限が必要であれば、使用目的ではなく、備考欄に記載等で対応可能です。(K市) 【提案】#7備考欄で充足可能と思われるため、不要とする。

標準仕様書（帳票）叩き台 帳票出力項目定義

税目	05_収納管理
帳票	128
帳票	公示送達文書

・方針案について  
 必須：システム出力が必須  
 プレプリント可：印字は必須だが、システム出力でなくとも可  
 オプション：印字は任意  
 不要/対象外：帳票への印字の必要がない/システム印字項目ではない

#	表示項目			備考	事務局見解	方針案	事前集計					方針案	第3回WT論点
	大分類	中分類	小分類				①：必須 (システム 印字)	②：必須 (プレプリン ト)	③：不要 (他項目で 代替)	④：不要 (必要性な し)	⑤：不要 (印字すべ きではない 項目)		
1	告示番号				告示番号は必要性が高いと思われるため、必須と想定します。	必須	4	0	0	1	0	必須	・オプションで問題ありません。(A市) ・公示送達書には告示番号の記載が必須であるため(E市) ・本帳票は現行、使用していないため不要(F市) 【提案】必須多数のため、必須とする。  ・プレプリント可が適当(H市) 【確認】告示番号欄をプレプリントし、実際の番号はシステム印字するということか。現在もプレプリントで対応しているか (H市) 【提案】No69 # 49I市意見を基に、現状汎用紙想定のため、必須とする。  ・当市では市役所法務担当課が公示送達事務の主担当であり、その取扱要領等で各担当が事務を行っています。それにより現在「告示」ではなく「公告」として表記しています。(K市) 【回答】項目名称については、統一を検討している。 =>「告示番号」と定義されれば、当市の要領を変える必要があるという認識で良いか。(K市) 【回答】ご認識のとおり
2	公示送達文書本文 1			U社は、「次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、公示送達をする。」と記載。		必須	1	0	0	0	0	必須	・プレプリント可が適当(H市) 【提案】プレプリントで問題ないように思えるため、プレプリント可とする。 【提案】No69 # 49I市意見を基に、現状汎用紙想定のため、必須とする。 当市では掲示場について条例で定めている。それも本文に記載している。本文も全国統一か？ 【回答】文章は仕様書上定義しない想定
3	告示日					必須	0	0	0	0	0	必須	・プレプリント可が適当(H市) 【確認】告示番号欄をプレプリントし、実際の番号はシステム印字するということか。現在もプレプリントで対応しているか (H市) 【提案】No69 # 49I市意見を基に、現状汎用紙想定のため、必須とする。
4	処分庁名（通知者名）					必須	0	0	0	0	0	必須	・プレプリント可が適当(H市) 【提案】プレプリントで問題ないように思えるため、プレプリント可とする。 ・汎用紙にシステムで出力だと思のですが、システム印字でなくプレプリントなのですか。(I市) 【提案】No69 # 49I市意見を基に、現状汎用紙想定のため、必須とする。
5	送達すべき書類の名称					必須	0	0	0	0	0		
6	送達を受けるべき者の氏名又は名称					必須	0	0	0	0	0	必須	・1人ずつ公告を作成するのでしょうか？ 同じ帳票を同時に複数人公示送達する場合もあり、「他〇名 別紙のとおり」と追記をお願いします。(K市) 【回答】同一の帳票について、帳票ごとに複数人公示送達を想定しており、# 6, 7, 8, 9, 10は、対象者ごとに複数記載される予定。 ・「対象者ごとに複数記載」とはどういう意味か？一覧が印字されるのか？(K市) 【回答】ご認識のとおり、対象者の一覧が記載される想定
7	課税台帳に記載されている住所					オプション	0	0	0	0	0		
8	通知書番号				・必要性が高いと思われるため、必須と想定します。 # 12でX社が年度を記載していますが、通知書番号があれば、年度情報は不要となると考えます。	必須	4	0	0	1	0	確認中	・オプションで問題ありません。(A市) ・対象の通知を特定する番号が必要であるため(E市) 【提案】必須多数のため、必須とする。 ・外部帳票に通知書番号は不要と考えます。(I市) ・下記理由により、オプションが良い。(K市) 【確認】外部帳票に通知書番号が不要の趣旨は何か。通知書番号が個人情報であり、公告に掲載すべきでないためか (I市)  ・通知書番号を印字するなら、年度もセットです。 当市では行政区によって同じ通知書番号を使用する場合があります。(K市) 【回答】年度については、# 5、10等に記載することで対応可能と想定。 ・年度・通知書番号を独立させなくても、# 5等に包含されるのであれば不要でよい。(通知書番号は本人しか知りえない情報として、当市では問い合わせがあっても、通知書番号を回答していないため) (K市)
9	期別					必須	0	0	1	0	0	不要	・本文等に記載することで、代用可能と考えます。(A市) ・期別が必要なのは督促状のみであり、税目等と合わせ送達すべき書類名に記載すべき内容であるため不要と考えます。(H市) 【提案】本帳票は督促以外の項目も対象としているため、上記意見のとおり、送達すべき書類名や本文中に記載することとし、本項目を不要とする。

10	公示送達文書本文 2			U社は、「当該書類は、市長がにおいて保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する。なお、本日から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなす。」と記載	・必要性が高いと思われますが、1社具備していないため、オプションといたします。	必須	7	0	0	0	0	必須	・公示文書に必要な文言であるため(E市) ・(事務局見解はオプション、方針案は必須となっているので) 地方税法第20条の2第2項の規定により、「当該書類は、市長がにおいて保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する。」といった旨の記述は示さなければならない文言とされており、告示文に記載すべき事項だと考えます。少なくとも前段の文言は必須ではないでしょうか。(I市) ・本文内容は、自治体の公示事務により異なるのではないのでしょうか(K市) 【提案】地方税法の規定に則り、本項目を必須とする。
11	文書タイトル				・必要性が高いと思われますが、1社具備していないため、オプションといたします。	オプション	6	0	0	0	0	必須	・文書の識別に必要であるため(E市) 【提案】必須多数のため、必須とする。  ・当市では「公告」と表記しています。(K市) 【提案】文書タイトルはテキストとして、自由に設定できる想定 ・#1の当市への回答として「項目名称について統一を検討している」と記載されているが、文書タイトルは別の考え方なのか。(K市) 【回答】文書タイトルは変更不可を想定
12	年度				・必須とは言えないため、オプションと想定します。	オプション	2	0	0	3	0	オプション	・当市では不要と考えるが、必要とする団体があれば表示することは問題ない(E市) ・通知書番号を印字するなら、年度もセットです。 当市では行政区によって同じ通知書番号を使用する場合があります。(K市) 【提案】指定都市オプションとして定義する。 ・当市も必要と考えますので、指定都市オプションではなく、通常のオプションにしていきたいです。 【提案】通常のオプションとする
13	摘要				・備考欄と同義と想定しており、オプションといたします。	オプション	0	0	2	3	0	不要	・#14で代替可能と考えます。(C市) ・当市では不要と考えるが、必要とする団体があれば表示することは問題ない(E市) ・#14で代替可能と考えます。(J市) 【提案】#14での代替可能であり、不要とする。
14	備考				・全社具備しておらず、本帳票に必要性が高いと言いつけないので、オプションといたします。	オプション	2	0	0	1	1	必須	・当市では不要と考えるが、必要とする団体があれば表示することは問題ない(E市) ・備考欄に「別紙のとおり」の記載が出来るなら、備考欄を作ってほしいです(K市) 【提案】フリーテキストの備考欄を作成する。
15	頁				・必須とは言えないため、オプションと想定します。	オプション	2	0	0	2	1	オプション	・公示送達書が数十ページに及ぶこともあるため、システム出力を希望する(E市) ・別紙記載ができるなら不要です(K市) 【提案】大量の公示送達をする際に必要になると思われるが、必須の意見は多くないため、一旦オプションとする。
16	発行年月日				・必須とは言えないため、オプションと想定します。	オプション	0	0	0	4	1	不要	・当市では不要と考えるが、必要とする団体があれば表示することは問題ない(E市) ・公告日があれば不要(K市) 【提案】公告日で代替可能という意見があるため、不要とする。
17	送達する書類の保管場所				・必須とは言えないため、オプションと想定します。	オプション	3	0	0	1	1	オプション	・当市では不要と考えるが、必要とする団体があれば表示することは問題ない(E市) ・「なお、上記書類は当市役所〇〇課に保管していますので、お受け取り下さい」とシステム印字しています。#10に関する部分かもしれません(K市) 【提案】書類の保管場所の提示は、法的に求められていないと考える。そのため、本項目の有無は地方団体によって異なると考え、一旦オプションとする。
18	作成日				・#3告示日で充足するため、不要と想定します。	不要	0	0	1	4	0	不要	・当市では不要と考えるが、必要とする団体があれば表示することは問題ない(E市) ・公告日があれば不要(K市) 【提案】不要多数のため、不要とする。
19	公印				電子公印に対応するため、必須と想定します。	必須	4	0	0	1	0	必須	・任意出力で問題ない(B市) ・当市では不要と考えるが、必要とする団体があれば表示することは問題ない(E市) ・オプションが適当(本市では公示に公印が必要ありません。)(H市) ・当市での公示事務上、電子公印が認められなければ、印字は不要となります。(K市) 【提案】原則公印は必須とする。印字については、共通要件でシステム上印字を自治体側で選択できる。